

第 29 回奈良市都市景観審議会 会議録について

開催日時	平成 21 年 6 月 22 日（月）13 時 30 分から 15 時 40 分まで	
開催場所	奈良市役所 北棟 5 階 第 21 会議室	
諮問案件 報告案件	<p>諮問案件 1 奈良市景観計画(案)について</p> <p>諮問案件 2 屋外広告物の禁止地域と禁止物件の追加について</p> <p>諮問案件 3 景観計画関連条例改正制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）なら・まほろば景観まちづくり条例について （奈良市都市景観条例改正） ・（仮称）奈良市地区計画等形態意匠条例制定について ・奈良市屋外広告物条例の改正についてについて <p>報告案件 1 平成 21 年 5 月 18 日開催 屋外広告物部会承認案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任の明確化について ・適用除外の変更について ・許可基準の変更について ・経過措置の取り扱いについて <p>報告案件 2 奈良市眺望景観保全活用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）奈良市眺望景観検討委員会設置について 	
出席者	委員	川崎会長、菅沼副会長、今井委員、大橋委員、奥田委員、北委員 北村委員、清水委員、中田委員、坊委員、室委員、柳谷委員 【欠席者】岡田委員、實委員、中村委員、水野委員
	事務局	戸尾都市整備部長 堀内まちづくり指導室長、西岡文化財課長 景観課（西田、仲谷、至田、徳岡、伊藤、吉田） 文化財課（西崎）
開催形態	公開（傍聴人 0 人）	
決定事項	<p>諮問案件 1 については、第 1 章第 1 節「景観とは」の内容表現および 9 ページの伝統行事について、一部修正を行い、景観法第 9 条に基づき奈良国際文化観光都市建設審議会に提案してください。</p> <p>諮問案件 2、3 については、原案のとおり了承されました。</p>	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課	

議事の内容（要旨）

諮問案件1 奈良市景観計画(案)について

（質疑・意見の要旨）

室委員 1 ページの3行目に「感じる（観る）」と書かれているが、この表現では、観ることに限定をした景観と受け取れる。視覚障がい者の方は、観ること以外で景観を感じる。

川崎会長 景観の基本的な観念として、人間は5感をもって感じる。心、精神で感じる。観ることに重点を持って書かれていることはどうかと思う。

「私たちが目にし、感じる（観る）」と書いてあるので、「観る」はいらないのではないか。観の言葉の意味は、観察する、心で感じるという意味もあり、わざわざ書く必要は無いのではないか。

菅沼委員 景観は、音やにおいで感じるものもあり、観るだけが強調しているのではないか。

川崎会長 ふるさとを懐かしむというのが、これは見てきた、風情、風景を心に思い浮かべることである。これも景観である。

中田委員 「目にし」と先に書かれてあるので必要ないのでは。

川崎会長 「見える環境ともいわれています。」とあるが、どこでいわれているのか。

室委員 とも言われているの「も」が余計ではないのか。

川崎会長 ともいわれている。とあるが主体はどこにあるのか。

坊委員 5感のなかでにおいもあるので、それについてはどうか。

川崎会長 では、これぐらいにして、他にありますか。

室委員 奈良県景観計画と奈良市景観計画との異なるところはありますか。

事務局 奈良県と奈良市の歩調を合わせたところは、県が重点地区として指定する沿道景観について、指定する街路が奈良市域と連続しているところは、沿道景観の連続性を図るため奈良市も、広域沿道の重点地区として指定します。

清水委員 奈良県は、広域的に考えております。景観の特性は、県の北部と南部とでも異なります。県では、広く浅く計画しています。きめ細やかな部分につきましては、各市町村で景観計画を策定していただくこととなります。

坊委員 景観軸の河川についてですが、菰川が、景観軸とされていないのはなぜですか。菰川は、下水道が整備される前から、生活排水が放流され、汚れて、においもかなりします。

事務局 菰川については、法華寺町から四条大路を通り八条町で佐保川と合流しますが、下水があり、雨水があり、ボックスカルバートがあり、構造形態も様々で、景観上の河川軸として位置づけるのは、難しいと考えております。将来的に位置づけが整備されましたならば、検討していきたいと考えております。

坊委員 奈良市で整備されていない川であり、将来的とおっしゃられるが先行して整備していただきたい。

川崎会長 景観計画は、歴史的なものや文化的なものを守るだけでなく、景観を阻害するものを良くしようとするということについて書かれていますか。

事務局 27ページの河川景観軸についてのところに書いています。

中田委員 今朝の朝日新聞に掲載されていましたが、街路樹を損なう景観ですが、強剪定の仕方の問題があり、あまり切り過ぎなくてもいいものを、住民の苦情が多いので、苦情を重視し

ている。強剪定は、いかがなものかと。

もうひとつ、9ページの下図に社寺の伝統行事が記載されていますが、26番弥名寺の珠光忌は、5月15日に行われており、31番の菅原天満宮では、鶯替え神事が行われている。

事務局 委員ご指摘の行事については、再度確認し訂正します。街路樹についてですが、市内の多くで、地区の意見に基づき強剪定を行っております。奈良市街路景観美化整備計画WGで、街路に見合った街路樹のあり方等について基本方針を策定しました。現在、東登美ヶ丘では地元で、落ち葉掃除等樹木管理をすることに取り組んでおられます。今後は、このような事例がありますので、地元住民の意識改革に取り組んでいきたいと考えております。

大橋委員 剪定の仕方には、賛成で、業者まかせについては、改善の必要があります。

中田委員 新聞に掲載されている剪定士を活用してはどうですか。

坊委員 植樹の際に、樹種選定で落葉樹を植えなければ良いのでは。

菅沼委員 街路樹は、その時々脚光を浴びた樹木が植えられている。土地の状況を考えず、植栽の専門家でない方が、植えるので折角植えても枯れてしまいます。樹木の専門家に、樹種選定、植えてもらうようにすれば良いのでは、また、そのような人材を育成していく必要があるのではないですか。

川崎会長 行政が一方的に、管理するのではなくボランティア等をお願いすればよいのでは。

戸尾部長 今までは、何が何でも木を植えていた。しかし、今後は景観に配慮しながら植樹をしていきたいと考えております。

室委員 どの地域にどのような規制が、かかっているかわかるようにしてほしい。

事務局 告示までには、地図等でわかるようにします。

北村委員 奈良らしい景観とは何か、6ページの4つの観点からは、わかりやすい。市民一人ひとりが実感しながらくらし、生活景観から奈良らしい言葉を加えられませんか。

事務局 現在は、この計画を市民に提案することにより、5章にありますように、気づきの段階から行政と共に景観を協働で作っていききたいと考えております。

川崎会長 それでは、この計画を奈良国際文化観光都市建設審議会に提案し、審議していただきます。その後、市長に答申します。

諮問案件2 屋外広告物の禁止地域と禁止物件の追加について

(質疑・意見の要旨)

特に、質疑・意見は、ありませんでした。

諮問案件3 景観計画関連条例改正制定について

(質疑・意見の要旨)

菅沼委員 条例の施行は、いつからですか。

事務局 平成22年4月1日施行を予定しております。

第30回奈良市都市景観審議会 会議録について

開催日時	平成21年12月24日(木) 13時30分から15時40分まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第2研修室	
審議案件 報告案件	審議案件1 専門部会の委員の指名について 審議案件2 奈良市景観計画(案)について 報告案件 風致デザイン部会承認案件 平城遷都1300年記念事業・・・・・・・・報告案件1 興福寺中金堂復原計画・・・・・・・・報告案件2 東大寺収蔵庫建設工事の外壁の変更・・・・・・・・報告案件3 市立奈良病院新築工事・・・・・・・・報告案件4	
出席者	委員	川崎会長、菅沼副会長、上原委員、大橋委員、北村委員、實委員 清水委員、樽谷委員、中田委員、中村委員、坊委員、室委員 【欠席者】今井委員、水野委員、柳谷委員
	事務局	堀内まちづくり指導室長、西岡文化財課長 景観課(西田、仲谷、至田、徳岡) 文化財課(西崎)
開催形態	公開 (傍聴人 0人)	
決定事項	審議案件1について 風致デザイン部会 大橋委員 助成部会 北村委員、樽谷委員 広告部会 上原委員、清水委員 に指名されました。 審議案件2の奈良市景観計画(案)については、国道308号及び主要地方道木津横 田線等の景観形成重点地区の追加指定及び眺望景観の考え方を奈良市景観計画 を変更する際に検討するとの意見を附して原案のとおり了承されました。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課	
議事の内容(要旨)		
審議案件1 専門部会の委員の指名について (質疑・意見の要旨) 川崎会長 事務局と協議した結果、 大橋委員につきましては、風致デザイン部会に		

北村委員、樽谷委員につきましては、助成部会に
上原委員につきましては、広告部会に指名させていただきます。
また、清水委員には、広告部会もお願いします。

審議案件 2 奈良市景観計画(案)について

(質疑・意見の要旨)

川崎会長 審議案件 2 の「奈良市景観計画 (案)」について第 94 回奈良国際文化観光都市建設審議会で結果を事務局より報告してください。

事務局 奈良市景観計画 (案) について、奈良国際文化観光都市建設審議会に諮問致しましたので、その結果をご報告いたします。景観計画を定める場合は、景観法第 9 条第 2 項において、あらかじめ都市計画審議会、奈良市の場合は、奈良国際文化観光都市建設審議会が置かれていますのでそこに、意見を聞かなければならないとされており。そのようなことから、今年 11 月 5 日、第 94 回奈良国際文化観光都市建設審議会に、景観計画 (案) について諮問いたしましたところ。奈良国際文化観光都市建設審議会として諮問のあった、奈良市景観計画 (案) について、審議した結果原案どおりで差し支えない。と答申をいただいております。

なお、意見として 2 ついただいております。

1 つ目は、景観形成重点地区のエリアの考え方についてでございます。三条通り沿道景観形成重点地区と西ノ京歴史的景観形成重点地区とをつなぐ国道 308 号線もエリアに入れるべきではないか。また、県道木津横田線についても景観形成重点地区として指定を考えるべきではないかという点です。

2 つ目は、眺望景観の保全については考え方を明確にするために、早急に眺望景観保全活用計画の策定を考えるべきである。

という内容の意見を添えた上で、原案どおりの答申をいただいております。

以上で、審議していただいた結果の、報告を終わります。

川崎会長 ただ今の事務局から報告していただきました、奈良国際文化観光都市建設審議会の意見についてどのように事務局が対応されるのか説明願います。

事務局 奈良国際文化観光都市建設審議会の意見について、今後どのように対応していくのかという点についてでございますが。

まず、沿道景観形成重点地区のエリアの拡大につきましては、景観計画 (案) の景観形成重点地区の指定方針の中で示しておりますように、必要に応じて追加や見直しを行っていくこととしております。奈良国際文化観光都市建設審議会で、頂きました重点地区の拡大につきましては、今後、奈良県の景観計画や道路管理者との調整を行ない、当景観審議会に諮り、パブリックコメントなどの意見をいただきながら追加の方向で進めていきたいと考えております。

2 点目の、眺望景観の保全・活用計画については、現在作業を進めているところでございます。昭和 46 年に景観整備に関する調査研究や、昭和 63 年都市計画の高度地区の見直しの中で、眺望景観について提言をいただいておりますので、その内容等を加味しながら検討を行い、二つの意見につきましては、来年度中にまとめていきたいと考えております。

川崎会長 それでは、ご意見がないようですので、奈良市景観計画の原案については、先程の奈

良国際文化観光都市建設審議会の意見、また今後施行していく中で生じた意見等については必要に応じて取り入れていくとして、原案を当審議会として承認します。
案件について市長への答申はいかがいたしましょうか。

坊委員 会長一任

川崎会長 会長に一任というご発言がありましたので、そのようにさせていただきます。
なお、奈良市景観計画につきまして、答申後の手続き等について事務局より説明してください。

事務局 景観計画につきましては、景観法第9条第5項に基づき告示をいたします。
また、奈良都市景観条例につきましては、本年9月議会において承認をいただいております。名称を「なら・まほろば景観まちづくり条例」と変更して、奈良市景観計画と併せて4月施行を予定しております。なお、本審議会の名称も条例の中で景観審議会と改正します。
委嘱状につきましては、名称変更のみとなっておりますので、新たに交付をいたしませんことをご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

報告案件 風致デザイン部会承認案件

平城遷都1300年記念事業・・・・・・・・報告案件1

興福寺中金堂復元計画・・・・・・・・報告案件2

東大寺収蔵庫建設工事の外壁の変更・・・・・・・・報告案件3

市立奈良病院新築工事・・・・・・・・報告案件4

(報告内容)

川崎会長 それでは、報告案件1の「平城遷都1300年祭の記念事業」ほか3件について事務局より報告してください。

事務局 それでは、風致デザイン部会の承認案件について報告させていただきます。

(報告案件1「平城遷都1300年祭の記念事業」概要説明)

審議における主な意見は、

一点目としまして、木格子が多く使われているので、木材の廃材利用について再生技術が進んでおり、再資源化を図って欲しいとの意見に対しまして、事業者は、検討することでした。

二点目としまして、絶滅危惧種、希少植物の保護を行って欲しいとの意見に対しまして、絶滅危惧種、希少植物が生息する区域での土地利用を行わないということでした。

三点目としまして、変更が生じた場合にはその都度報告してくださいとの意見に対しまして、その都度報告しますということでした。

以上が、平城遷都1300年祭の記念事業の審議報告でございます。

なお、現在施設の建設中ではありますが、管理事務所棟他につきまして、面積、配置の変更等、若干の変更が生じていることを報告させていただきます。

(報告案件2「興福寺中金堂復元計画」概要説明)

審議会の意見としまして、過去の文献に基づく復元計画であり、特に意見はございませんでした。

(報告案件3「(仮称)東大寺収蔵庫建設工事の外壁仕上げ変更に伴う再審議」概要説明)

審議会での意見としまして、外壁の仕上げ材に木材、若しくは地場産業の瓦等の利用を図って欲しかったが、防火上、構造上等の関係からやむを得ない。また、門を設置することにより建物が引き締まるとのご意見でございました。

(報告案件4「市立奈良病院新築工事」概要説明)

審議会での主な意見としましては、

一点目としまして、色彩について、上層部は現場で実際の色見本を確認して、周囲に影響を及ぼさないように白色の明度を低く設定するなど反射しないように配慮してください。低層部については、周辺環境になじむデザインをされていますが、タイルについては温かみのある色としてください。

二点目としまして、建物にバルコニー等を設けることによって、アクセントが出ます。

三点目としまして、奈良らしさを出すために角柱を円柱にできないか。

四点目としまして、車での来院者が、駐車場の空き待ちで市道部分まで渋滞を起こさないようにといったご意見でございました。

これに対しまして、事業者は、

一点目に付きましては、明度については、大きな色見本を作成し決定、また、タイルについては、温かみのあるものを採用することです。

二点目に付きましては、バルコニーは鳩等の糞による影響から設けないため、建物コーナー部分の出隅を計画していたものを入り隅にし、アクセントを設けられました。

三点目に付きましては、ピロティー部分の角柱を円柱に変更されました。

四点目に付きましては、車路を3車線に変更し、併せて、一般者の乗降スペースを設け、歩行者動線と車道が輻輳しないような計画に変更されました。

その他として、北面ファサードの外部の格子状の鉄筋コンクリート造を内部に木材での格子を設け外壁部分をカーテンウォールに変更されました。

以上で、報告案件の審議報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見の要旨)

特に、質疑・意見は、ありませんでした。

第 3 1 回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成 2 2 年 9 月 1 日 (水) 1 3 時 3 0 分から 1 4 時まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 正庁	
審議案件 報告案件	審議案件 1 会長及び副会長の選出について 審議案件 2 審議会の審議事項について 審議案件 3 専門部会の委員の指名について 報告案件 広告物部会承認案件 景観保全型広告整備地区指定	
出席者	委員	上原委員、大橋委員、奥村委員、川崎委員、北村委員、菅沼委員、 實委員、清水委員、菅沼委員、樽谷委員、中田委員、中村委員、 坊委員、室委員 【欠席者】今井委員、水野委員
	事務局	湯浅都市整備部長、堀内まちづくり指導室長、荒木教育総務部長 景観課 (西田、仲谷、至田、荻田、徳岡、伊藤) 文化財課 (西崎)
開催形態	公開 (傍聴人 0 人)	
決定事項	審議案件 1 について 会長は川崎委員に、副会長は菅沼委員に決定しました。 審議案件 2 については、原案のとおり了承されました。 審議案件 3 の専門部会の委員の指名について 風致デザイン部会 今井委員、大橋委員、川崎委員、清水委員、菅沼委員、 水野委員 助成部会 北村委員、實委員、菅沼委員、樽谷委員、坊委員、室委員 広告部会 上原委員、奥村委員、川崎委員、清水委員、中田委員、中村委員が指 名されました。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課	
議事の内容 (要旨)		
審議案件 1	会長及び副会長の選出について (質疑・意見の要旨) 委員からの互選により 会長は川崎委員に、 副会長は菅沼委員に決定いたしました。	
審議案件 2	審議会の審議事項について (質疑・意見の要旨) 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	

<p>審議案件 3</p> <p>川崎会長</p>	<p>専門部会の委員の指名について (質疑・意見の要旨)</p> <p>事務局と協議した結果、以前と同じ構成でお願いします。 奥村委員につきましては、広告部会に指名させていただきます。</p>
<p>報告案件</p> <p>菅沼委員</p> <p>事務局</p> <p>室委員</p> <p>事務局</p> <p>上原委員</p> <p>事務局</p> <p>川崎会長</p>	<p>広告物部会承認案件 景観保全型広告整備地区指定について (質疑・意見の要旨)</p> <p>当該地付近は奈良市と生駒市の境界線が複雑に入り組んでいますが、生駒市側との整合性は取れているのでしょうか。</p> <p>既存の学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区を指定した際、同地区の北側を生駒市が景観保全型広告整備地区に指定しています。今回の奈良市の景観保全型広告整備地区の指定にあっても、生駒市側は既存の景観保全型広告整備地区の拡幅という形で指定しております。</p> <p>資料に記載されている「調和」や「配慮」とは具体的にはどういったものですか。</p> <p>学研奈良登美ヶ丘駅西地区景観保全型広告整備地区の北側は第一種低層住居専用地域が指定され、住宅地となります。したがって住宅地側には看板を掲出出来ないよう規制することで、良好な住宅地への配慮を行っております。</p> <p>南側の教育施設については、間を通る押熊真弓線登美ヶ丘地区道路景観保全型広告整備地区内を禁止地域と同等の制限とすることで、電柱広告物等の掲出を制限することで配慮いたします。</p> <p>また、東側の商業地域については、その東側の既存の学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区の商業地域と一体化した商業スペースとすることで調和を図ります。</p> <p>生駒側にある商業地域は、なぜここだけ商業地域なのですか。</p> <p>ご指摘の商業地域は奈良市の飛び地です。当該地と南側の住宅地の間に道路が整備されます。この道路を挟んで北側が商業地、南側が住宅地となる予定です。この商業地の周辺は生駒市の商業地域となっており、それらと当該地が一体となって景観保全型広告整備地区が指定されています。</p> <p>他にご意見はございませんか。無ければ、終了いたします。</p>

第 3 2 回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成 2 3 年 7 月 1 5 日（金） 1 4 時から 1 6 時まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 正庁	
報告案件 審議案件	<p>報告案件 1 第 1 5 回風致デザイン部会の報告 （仮称）富雄第三小中学校施設整備工事について</p> <p>報告案件 2 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備事業の報告 ① 平成 2 2 年度 補助実績について ② 平成 2 2 年度 事業仕分けを受けての対応について</p> <p>報告案件 3 奈良市景観計画の報告 ① 平成 2 2 年度届出状況について ② 平成 2 2 年度奈良市景観修景助成事業の補助実績について</p> <p>審議案件 1 奈良市眺望景観保全活用計画（素案）について</p>	
出席者	委員	今井委員、上原委員、大橋委員、奥村委員、川崎委員、北村委員、菅沼委員、實委員、樽谷委員、坊委員、水野委員、室委員、山菅委員 【欠席者】中田委員、中村委員
	事務局	湯浅都市整備部長、東井まちづくり指導室長、福岡教育総務部長 景観課（西田、仲谷、至田、荻田、徳岡、田淵） 文化財課（中井）
開催形態	公 開 （傍聴人 1 人）	
決定事項	審議案件 1 について 奈良市眺望景観保全活用計画については、今後も引き続き策定作業を進め、作業が終了した段階で、再度、審議をする。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
報告案件 1	平成 2 2 年 9 月に開催した、第 1 5 回風致デザイン部会において、部会長は、菅沼委員に決定いたしました。 （質疑・意見の要旨） 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	
報告案件 2	（質疑・意見の要旨） 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	
報告案件 3	（質疑・意見の要旨） 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	

審議案件 1	奈良市眺望景観保全活用計画（素案）について
川崎会長	<p>（質疑・意見の要旨）</p> <p>奈良市景観計画のなかで眺望景観の問題が残されている。事務局から資料説明いただきたい。</p>
事務局	<p>平成 21 年 6 月 4 日に開催した第 29 回景観審議会において、奈良市眺望景観検討委員会を設置することを報告させていただいた。それに基づき、平成 21 年度から奈良市眺望景観検討懇談会を設置して、調査・検討を行ってきた。途中経過を報告させていただく。</p> <p>資料 4 をご覧いただきたい。</p> <p>2 頁から 6 頁で、奈良市眺望景観保全活用計画の策定の背景と目的を整理している。</p> <p>2 頁では、これまでの奈良市の景観形成の取り組みと成果として、高度地区や風致地区等の都市計画法、古都法や文化財保護法、各種条例などにより、早い時期から景観の保全に取り組んできた結果、自然の広がりゆとりが感じられ、歴史と文化の香る奈良らしい景観が継承されてきたことを整理している。</p> <p>3 頁では、奈良市の景観の課題として、奈良市の景観の価値が明確化・共有化されていないこと、各制度が個別に運用されており十分な成果があげられていないこと、そして、少子高齢化などの社会情勢が変化していることにより、奈良らしい景観の変容が散見され、また、変容のおそれがあることを示している。下の写真に挙げているように、三条通の広告物や電線類など、広がりのある眺望景観に映り込む大規模な工作物など、春日山原始林等の歴史的風土を形成する山林のナラ枯れなどの形で奈良らしい景観の変容がみられる。</p> <p>そして 4 頁に示すように、奈良市では、これらの課題に対する取り組みとして、平成 22 年 1 月には景観法に基づく奈良市景観計画を策定し、同年 4 月になら・まほろば景観まちづくり条例を施行してきたところである。そのなかで、大規模建築物等の景観誘導や重点地区を指定し景観誘導などを図ってきている。また、大宮通や三条通は景観重要公共施設に指定して、景観誘導を図っている。さらに、屋外広告物についても、奈良市屋外広告物条例だけでなく、景観計画でも規制・誘導を行っている。</p> <p>5 頁では、「眺望景観保全活用計画の策定」の前提として、奈良市における眺望景観の重要性を整理している。奈良には数多くの歴史文化遺産や大和青垣の山並みへの眺めを享受できる空間の広がりや視点場が数多く残されており、奈良固有の歴史的背景や人々の生活文化、説話・伝承等により、目に映り込む建築物や自然環境が相互に関係し合い、より魅力的な眺望景観として我々の心に響くようなものが数多く残されてきている。そして、これまでも、眺望景観の重要性が認識され、取組が進められてきている。その一例としては、昭和 41 年に古都法に基づき策定された奈良市歴史的風土保存計画では、歴史的風土保存区域や歴史的風土特別保存地区などにより保存が図られてきている。また、奈良県の風致地区保全方針に基づいて、保全がなされている。さらに、高度地区により、高い建築物を抑制して市街地の眺望を守ってきている。そして、右側に示す「大池から薬師寺の塔ごしにみる大和青</p>

垣の眺望」や「平城宮跡から大和青垣への眺望」の2つの眺望については、これまでも様々な提言を受けており、今後も残していかなければならない重要な眺望景観として位置づけてきたところである。これらを受け、奈良市における眺望景観は「世界に誇る歴史都市奈良の歴史的風土・歴史的風致の根幹をなすもの」として重要であると整理している。これについては、計画素案第一部の2頁から3頁に詳しく掲載しているのでご参照いただきたい。

6頁には、奈良市における眺望景観の保全活用の目的を3点、整理している。1つ目は、世界に誇る奈良固有の歴史文化を保全する、2つ目は、奈良らしい眺望景観を観光資源として活用する、3つ目は、市民生活の質の維持向上に資するである。この3点の目的に即して、計画策定の必要性を整理している。これについては、計画素案第一部の3頁から4頁に詳しく掲載しているのでご参照いただきたい。

7頁からは、本計画で扱う眺望景観のとらえ方を示している。「定義」という用語を使うと難しく感じられてしまうため、ここでは「とらえ方」という表現としている。本計画では、眺望景観を、「特定の視対象を望むことができる視点場と眺望空間から構成される景観であって、下表のいずれにも該当するもの」という形で整理している。下表については、眺望景観の空間特性は、距離と可視性の2つに分け、距離は「原則として視対象は中景から遠景に位置すること」、可視性は「原則として視対象を望めること」としている。眺望景観へのアクセス性は、視角と視点場と時間の3つに分け、視角は「視点場又は視角に自由度があること」、視点場は「視点場の公共性が高いこと」、時間は「眺望景観を享受できる時間的な制約がないこと」としている。眺望景観の歴史性は、時代と歴史性の2つに分け、時代は「時代区分は問わない」、歴史性は「奈良市の歴史のなかで重要であること」としている。

8頁では、眺望景観のとらえ方をもとに、奈良市の眺望景観を6つのタイプに区分している。1つ目は「見下ろし型眺望景観」であり、若草山から奈良市街地を見下ろすような眺望景観である。2つ目は「広がり型眺望景観」であり、大池や平城宮跡から大和青垣を望むような眺望景観である。3つ目は「見通し型眺望景観」であり、二月堂裏参堂からの眺望景観のように、道路を見通してその先に視対象を望むようなものである。4つ目は「境内地・史跡地型眺望景観」であり、境内地や史跡地から視対象を望む眺望景観である。5つ目は「進入路・玄関口型眺望景観」であり、トンネル効果を有する奈良阪など、奈良市の玄関口や進入路から見えるような眺望景観である。6つ目は「生活・生業型眺望景観」であり、生活や生業に関わるものが眺望景観の主要な対象として映り込むもの、田園風景や茶畑などが映り込むようなものである。

9頁では、奈良市眺望景観保全活用計画の位置付けを整理している。奈良市の景観施策としては、市街地景観や集落景観の形成、自然景観の形成、街路景観の形成、屋外広告物の景観形成、景観資源の保全・育成など様々な景観に対する施策がある。眺望景観の保全活用もそのなかの一つの施策として位置付け、それらが連携することにより総合的な景観づくりを進め、奈良市の景観を向上させていくこととしている。

10頁では奈良市眺望景観保全活用計画の構成を示している。第一部「基本方針」、

第二部「奈良らしい眺望景観」、第三部「重要眺望景観の保全活用」の三部構成としている。第一部の「基本方針」では、奈良市における眺望景観の保全活用に関する基本的な考え方を示している。この中には、先ほど説明した眺望景観のとらえ方や奈良らしい眺望景観のとらえ方などを示す。第二部の「奈良らしい眺望景観」では、奈良らしい眺望景観を選定し、普及啓発していくための基礎データとなる奈良らしい眺望景観カルテを掲載する。本日審議いただくのは、第一部及び第二部の部分である。第三部の「重要眺望景観の保全活用」については、今年度、検討懇談会のなかで検討を進めていく予定である。第三部まで含めた計画案については、改めてご審議いただく機会を設けさせていただく。

続いて、11 頁からは、奈良らしい景観の成り立ちを整理した上で、奈良らしい眺望景観のとらえ方を整理している。まず、奈良らしい景観の成り立ちについては、「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」の3つの景観が相まって奈良らしい景観、奈良らしい眺望景観が成り立っていると整理している。「目に見える景観」は、地形や自然環境、歴史文化遺産などの物的空間要素がつくる実際に目に見えるものである。「心で感じる景観」は、物語や文学、生活文化、説話伝承など、歴史のなかで、場所や要素に付加された意味や価値がつくる心象景観である。「情報としての景観」は、昔の観光案内書や絵図などに示されるなど情報として得られ、形成されてきた景観イメージである。

12 頁から 16 頁に、それぞれの景観の特性を具体的に解説している。目に見える景観の特性については、奈良盆地エリアと東部山間地エリア、西部丘陵地エリアの3つのエリアに分けて分析している。奈良盆地エリアは、「山並み等の自然環境と歴史文化遺産が一体となった歴史的風土が感じられ、「古都奈良」としての風格と魅力が感じられる眺望景観」、東部山間地エリアは、「山林・農地を中心とした豊かな自然と、それらとの関係のもとに形成され、持続してきた集落や歴史的建造物が織り成す伝統・文化が感じられる眺望景観」、西部丘陵地エリアは、「住宅市街地の家並みや庭木、点在する歴史文化遺産、丘陵地、遠方の山々、河川や農地が織り成す成熟した生活文化と「古都奈良」との一体性を感じられる眺望景観」と整理している。心で感じる景観の特性は、「奈良市は、古都としての繁栄以来の長い歴史のなかで、かつての政治文化の中心都市として、また仏教文化を育んできた魅力のもとに、多くの人々が訪れ、場所に様々な意味づけがされてきた。祭礼・行事などの民俗文化を継承しながら、生業や産業などの生活文化を発展・成熟させてきた。また、わが国の歴史を語る上で欠かせない史実、説話、伝承も伝えられている。これらの人々の活動が眺望景観のなかに映りこむ歴史文化遺産や自然環境などを繋ぎ合わせ、その魅力を増進している。」と整理している。情報としての景観の特性は、「古くから文人歌人をはじめとした数多くの人々が訪れ、和歌や絵画、小説、写真など、数多くの作品を残してきた。そして、近世末期には、数多くの名所案内記や絵図が描かれている。また、近現代に入っても、観光都市としてテレビドラマの撮影ロケ地として利用されるなど、情報はより多様化し、蓄積されてきた。これらの情報が多くの人々に、奈良市の景観イメージを植え付け、固有名詞の景観が定着してきた。そのため、物理的には見えなくとも、事前に植えつけられた情報をも

とに「見えるはず」「あそこにあるはず」という想像をもとに眺望景観が享受される点に奈良市の眺望景観の特徴がある。」と整理している。これらの詳細については、計画素案第一部 10 頁から 18 頁に掲載しているのでご参照いただきたい。

これらの整理を受けて、17 頁に示すように、奈良らしい眺望景観のとらえ方を「古都奈良の社寺をはじめとした歴史文化遺産と周囲をとりまく豊かな自然環境や生活文化が重なり合う『歴史と文化の奥行き』を感じられる眺望景観」と整理している。

18 頁では、奈良らしい眺望景観のとらえ方をエリアごとに示している。奈良盆地エリアについては、「山並み等の自然環境と歴史文化遺産が一体となった歴史的風土が感じられ、「古都奈良」としての風格と魅力が感じられる眺望景観」としている。その下には、東部山間地エリア、西部丘陵地エリアの奈良らしい眺望景観のとらえ方をそれぞれ整理している。

19 頁には、それらのエリアごとに、3つの景観特性に応じて、奈良らしい眺望景観を選定していくための選定基準を設定している。例えば、奈良盆地エリアの目に見える景観の特性については、先ほど説明したような「古都奈良を代表する歴史文化遺産を視対象に含み、それらが周囲の自然的環境と一体となって歴史的風土を形成していること」としている。心で感じる景観の特性としては、「視点場、視対象、眺望空間の歴史的背景やそれらの相互の関係が、古都奈良を語る上で欠かせないものであること」としている。情報としての景観の特性としては、「視点場、視対象、眺望景観が情報化され、奈良市の景観イメージを形成してきた眺望景観、または、今後、積極的に情報化し、発信していくことが特に望まれる眺望景観」としている。

20 頁から 23 頁には、奈良らしい眺望景観の保全活用を図っていく上での目標と方針を示している。目標としては、「市民、事業者、行政のそれぞれが、奈良らしい眺望景観の特質を理解し、協働で保全活用に取り組むことにより、奈良の歴史文化を将来世代に引き継いでいく」としている。この目標に基づき、眺望景観の6つのタイプごとに基本方針を示している。

24 頁には、奈良らしい眺望景観の保全活用を進めていくための方策について、課題とそれに対応した施策の事例をあげている。守るための課題・保全のための課題の一例としては、「塔屋や屋上広告物等の形態・意匠・色彩が、眺望景観を阻害するおそれがあるので、塔屋部の形態・意匠の制限や景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導等の施策を講じる必要がある」としている。整えるための課題・再生するための課題の一例としては、「視対象の前景や背景に不調和な建築物等が入り込んでいる実態があるので、当該建築物等の今後の建替等の際に景観に配慮されるよう、行為の制限や基準等の設定の施策を講じる必要がある」としている。活かすための課題の一例としては、「視点場が十分に整備されていないので、案内板や休憩施設などの視点場整備事業の実施などの施策を講じる必要がある」としている。これらの様々な方策を実施しながら、保全活用を進めていきたいと考えている。

25 頁には、奈良らしい眺望景観から重要眺望景観を選定するための考え方を整理している。選定の考え方の1つ目は、「目に見える景観の特性」「心で感じる景

観の特性」「情報としての景観の特性」からみて、特に奈良らしいと認められる眺望景観であること」、2つ目は、「「守るための課題」「整えるための課題」「活かすための課題」からみて、特に重点的に保全活用に取り組むべき眺望景観であること」、3つ目は、「視点場周辺における住民活動等と一体的に取り組むことにより、より効果的なまちづくりが期待できる眺望景観であること」としている。

26頁は、平成21年度から進めている奈良らしい眺望景観の選定のフローである。既存資料、公募、アンケート・ヒアリング調査をもとに117事例の眺望景観を抽出し、類似する眺望景観の集約・整理、本計画で扱う眺望景観の定義及び奈良らしい眺望景観の選定方針への適合状況をもとに、奈良らしい眺望景観の第一次選定候補39事例を抽出したところである。その39事例については、計画素案に1事例A3両面1枚で、目に見える景観の特性、心で感じる景観の特性、情報としての景観の特性、守るための視点、整えるための視点、活かすための視点等の概要を整理している。

現在、計画素案第三部に示す重要眺望景観について、この奈良らしい眺望景観候補39事例から、事務局案として12事例を抽出している。この12事例の抽出方法については、本日配布したA3版1枚ものの資料「重要眺望景観の抽出について」に示している。表面には選定方針1から3のそれぞれの考え方を示しており、右下に、奈良らしさと課題の多さの2つを軸にした場合の選定候補12事例のグラフ上の分布を示している。右側に行くほど奈良らしさが高く、上にいくほど課題が多いというグラフとなっている。裏面には各眺望景観の点数表を付けている。以上で、眺望景観保全活用計画素案の説明を終わらせていただく。

川崎会長

実委員が建物の高さ規制についての海外事例などの資料を用意いただいている。資料説明をお願いしたい。

実委員

配布した資料は、都市景観についての授業で使用している資料のひとつである。どのように魅力がある景観をつくるかの手法の提案である。

右下の図はアメリカ東海岸のボルチモアの事例である。港の方には魅力のあるマリナーがある。小高い丘から海を眺めて、海の魅力のある景観を引き立たせ、港がきれいに見えるように高さを制限し、水際に高い建物を建てないようにしている。このような考え方は面白いと思う。奈良でも若草山から見ると、高い所から低い所を眺める眺望があるが、それをどのような形で規制していくのが問題である。奈良市では現在も25mや40mなどの高さ規制があるらしいが、場所によっては、ボルチモアの例でみられるように、視点からの景観や建物を考慮した線・サイトラインを引いて、高さ規制をするという考え方もあると思う。

右上の図はパリ・シャンゼリゼ＝ラデファンスの都市軸である。これはパリが誇る都市軸である。図の右側にルーブル美術館があり、コンコルド広場、シャンゼリゼ通り、凱旋門、郊外の方には再開発地区であるラデファンスと続いている。これらが一直線で結ばれている。奈良もこのような都市軸、シンボルロードをつくるなど、保全するという観点だけではなく、景観を創りクリエイトする視点も計画に含めていかなければならないと思う。

左下の図は、いにしへの奈良のイメージである。私は地理学が専門であるため、

	<p>景観をみるとき、高い所から見るのが癖になっている。奈良には興福寺五重塔があるが、かつてはそこに登ることができたという。今は傷みが激しく禁止されている。そこに登れたらどれだけ素晴らしい景観が見えるだろうかと思う。猿沢池や奈良町、春日大社、東大寺が見え、平城宮跡も見える。古都奈良を眺める絶好の場所だと思う。大阪の四天王寺もかつては登れなかったが今は登れるようになっていく。人数を制限してでも登れるようにできると良い。魅力ある景観を見せるということも眺望景観保全活用計画に含めていただきたい。</p> <p>7頁に、眺望景観は中景、遠景などと規定しているが、敢えてこのように規定する必要はないと思う。眺めであるので、近くても遠くても魅力のある奈良らしい景観をつくるという意味で進めていけば良いと思う。</p> <p>3つの例を紹介いただいた。パリの例は、かなり大きな都市構想があり、都市構造に関わる視点である。いにしへの奈良の例は、新しい視点場をどのように発見していくかという視点である。ボルチモアの例は、建物の高さ・都市のボリュームの総量規制により海や山などの大景観を守るという視点である。3つの例は各々そのような意味をもっている。そのことを頭に入れながら、奈良らしさはもっと人の肌に近いところできめ細かいものも含まれるのではないかということである。そのような視点を念頭において、奈良らしさについて議論いただければということである。</p>
川崎会長	
坊委員	<p>素案は立派な計画であると思う。しかし、3頁の写真にある山林のナラ枯れひとつをとらえても、将来的にどうするかという問題がある。ナラの木一本育てるのも大変な時間がかかる。枯れた後に修復をどのようにするのか。県がするのか市がするのか知らないが、説明を聞くだけでは、絵に描いた餅のような気がする。このことひとつを捉えても問題が山積している。実行される計画、実施される計画になることを期待する。</p>
菅沼副会長	<p>3頁の写真は県庁屋上から撮影したもので、赤い色がナラ枯れという病気である。この病気は5ミリくらいの小さな昆虫が運んでくる。6月くらいに飛んできて、フェロモンを出して雌を呼ぶ。交尾した後に、雌が穴を開けて中に入り込んでいく。雌は頭に菌糸をつけており、それを坑道に植えつける。それが2ヶ月くらいで広がり、それと同時に木が水をあげられないような状態になる。8月になると葉が真っ赤になって枯れてしまう。雌は卵を産み、幼虫は木を食べて大きくなる。1本の木に100も200も群がるため、ほんの2～3ヶ月で枯れてしまう。</p> <p>京都の東山連峰の一番南西を占めている高さ233mの伏見稲荷山では、平成19年に2～3本枯れていた。それが去年は270本枯れている。近鉄京都線の丹波橋から竹田の付近で東側を見ると、夏は真っ赤になっており、冬になると葉が落ちている。落葉樹であるため葉は落とすが、生きていて葉を落とすわけではない。虫は何年も一つの木にいるのではなく、次の年の6月頃になるとまた新しい木を求めて出て行くため、段々増えていく。2～3mの場所に入り込んでいくため、そこにビニールを巻いて中に入れられないようにすると防ぐことができる。景観上重要な木はそのような守り方をしなければならない。落葉樹のナラだけでなく常緑樹のシイやカシにも入る。</p>

	<p>昨年、県の風致景観課長にナラ枯れをどうしたら良いか相談され、そんなに広がっていないと思ったが、写真を見せてもらってびっくりした。拡散していくおそれがあり、要注意の現象である。拡散しないようにすることが重要であり、場所によっては大変なお金がかかるが、できるだけ早く対処いただきたい。</p>
川崎会長	<p>景観は構造物の構成だけでなく、特に奈良は広がりのある自然が重要な要素となる。ナラ枯れの根本的な原因は何か。</p>
菅沼副会長	<p>祇園あたりの周辺の山はほとんどやられており、南下していつている。</p>
川崎会長	<p>植生関係の学者が調査研究をされているのか。</p>
菅沼副会長	<p>主に林学で研究されている。</p>
樽谷委員	<p>ナラ枯れに関しては、発生して大分時間も経っており、対応策はでてきているようである。大変なことであると思うが、拡散を防止することはできてきている。昨年、平城遷都 1300 年祭の際に、観光で来られた方に声をかけた。九州の方であったが、その方は、平城宮跡から東を向いて見える東大寺大仏殿と若草山の風景は、聖武天皇が見たのと同じ風景を見ることができると言われていた。また、なら 100 年会館でのパネルディスカッションで、奈良の特徴についての議論になった時、歴史的建造物など様々な意見が出ていたが、最終的に一番になったのは、奈良に来たら大きな空が見えることであつた。そのような点からみるとこの素案はよくまとまっていると思う。このまま進めていっていただければ良いと思う。</p>
川崎会長	<p>大変だという話もあつたが、都市というものは徐々に変容して、景観が失われていく。それに対して、長期的かつ有効な手立てをうっていかねばならない。眺望景観の計画を景観計画に加え、いかに聖武天皇が見ていた景観を守り維持するかなど、守るから創るまでを方法も含めて検討していかねばならない。眺望景観をどのように考えて、どのように保全活用していくかという基本的な部分はしっかりとしなければならぬ。それぞれバラバラに取り組みを進めるだけでは全体としてまとまらず、うまくいかない。おそらく成果は 10 年後、20 年後に表れてくるものであると思うが、非常に重要なことであると思う。</p>
事務局	<p>26 頁の第 1 次選定候補 39 事例は、視点場から視対象の全てを含めた選定なのか。</p>
川崎会長	<p>いずれも視点場から視対象を含めた眺望景観としての選定である。</p>
事務局	<p>その間がひとつの守るべき区域ということになるのか。</p>
川崎会長	<p>そうである。</p>
事務局	<p>39 事例というのは少ないという印象もある。第 1 次選定候補であるため、第 2 次、第 3 次選定もあると思うので良いが、もっと沢山あるのではないかと思う。奈良の場合、外国の事例とは少し趣が異なる。奈良らしい景観の良さを発揮して欲しい。</p>
水野委員	<p>様々な分野から議論すると、気付かなかつたことにも対処できる。様々な眺望景観があり、一つずつ整備し、実現化していくためには、このような計画が必要だと思ふ。また、このような計画があつた方が動き易いという点で意味がある。中間案であるので、絵に描いた餅にならないように努力していただきたい。期待している。</p>
北村委員	<p>奈良らしさについて、目に見える景観の特性、心で感じる景観の特性、情報としての景観の特性の 3 つから整理されており、そのうち、目に見える景観の特性はわ</p>

事務局	<p>かる。しかし、心や情報として捉えようとしている景観がどのようなものなのか、具体的な部分が分かり難い。もう少し具体的に説明いただきたい。奈良にしかない歴史や文化として古都奈良や中世からの奈良町としての特性などがある。どこに価値を置きながら後世に残していくべきかをより明確にすることが、景観のとらえ方と関係すると思う。</p> <p>眺望景観の保全活用のためには、景観の価値や意義の明確化も必要であると思うが、それと同時に、まちづくりを地域ごとにどのように展開していくのかという将来のビジョンも重要である。そこで生活が営まれていくわけであるので、生活との関わりのなかで各地域の将来ビジョンと眺望景観の保全活用がどう関係しているのかについて、現在考えていることがあれば教えていただきたい。</p> <p>心で感じる景観と情報としての景観の違いについては難しく、懇談会でも様々な意見が出た。情報としての景観は、名所案内記や絵図、百選などで位置づけられた、ある意味記号化されたものを情報と位置づけ、心で感じる景観というのは、昔からの伝承や言い伝えなどとして分けて考えようということで整理している。</p>
川崎会長	<p>このころは、眺望だけでなく、全ての景観に関わる問題である。心で感じるということは、市民の心の代表として小説や文学作品や伝承などがあるということであると思う。この場所はこのような伝承があるという説明があると、観光に来た人はここがそうかということが分かり、そこで心が通じる。気が付かないことが多いのでそれを伝える媒体が必要である。そのようなことで奈良の心を伝えていくという行政的な施策を講じていければ良いと思う。景観というと一般には目に見えることが主とされるが、本来は五感で感じるものである。耳に聞こえる、良い香りがする、風を感じるなど。分析対象として視覚が主となり、とりあえず視覚的にきれいなものをつくれば他も美しくなるという前提があるように思う。</p>
事務局	<p>補足させていただく。資料 17 頁に奈良らしい眺望景観のとらえ方を整理している。山並みへの眺望景観といっても、山にも色々あり、山だけでは奈良とは分からない。これを大仏殿とセットでみせるというのが奈良の眺望景観であり、奈良らしさであると考えている。それをこの定義では「重なり合う」という言葉で表現している。目に見える景観の特性は分かると思うが、心で感じるというのは、文学作品や説話・伝承、音や風などを含め、奈良であると感じられるものと考えている。情報としての景観は、パンフレットや宣伝、書物などで奈良がとりあげられていることが多く、特に観光で来られる方々はそれらを通じてイメージを形成しているという意味でとりあげている。</p>
上原委員	<p>重要眺望景観を 12 事例に絞り込んだのは、それしかなかったということか。絞り込んだ経過を教えて欲しい。</p>
事務局	<p>資料 26 頁をご覧ください。最初に 117 事例を選んできて、そのなかから奈良らしい眺望景観の第一次選定候補を 39 事例選んできた。この他にも奈良らしい眺望景観と思われるものがあればご意見いただきたい。また、今後、ホームページでも募集していく予定であり、39 事例については決定したわけではない。この奈良らしい眺望景観候補の 39 事例から重要眺望景観を抽出した過程については、本日配布した A3 版資料「重要眺望景観の抽出について」をご覧ください。右下</p>

	<p>に選定した 12 事例と選定方針 1 と 2 との関係をグラフに整理している。選定方針 1 の特に奈良らしい眺望景観として、グラフの右側の方に位置するもの、選定方針 2 の保全活用の課題の多い眺望景観としてグラフの上の方に位置するものを基本とした上で、選定方針 3 のまちづくり活動が行われてきた又は今後期待できるものということも含めて総合的に判断をして抽出している。</p>
上原委員 事務局	<p>12 でなくても良いのか。 良い。</p>
上原委員	<p>37 番の月ヶ瀬地区の景観は非常に素晴らしい。合併後の奈良らしい眺望景観としても重要である。また、梅の古木も増え、高齢化による梅の木の管理の問題も生じてきている。重要眺望景観に入れて対策を講じるべきであると思う。</p>
今井委員	<p>もう少し小さなスケールで奈良らしさを捉えたときに、奈良公園のディアラインにより遠くまで透けた眺望は、奈良でないと創り出し得ないものである。鹿が色々食べるので、そこまでは木の葉がなく、人の目線のラインでかなり遠くまで見通すことができる。遠望は難しいが、中景・近景で構成される鹿が創り出している景観である。奈良らしい景観であると思う。敢えて入れていないのか他の理由があるのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>場所を教えていただき、検討させていただきたいと思う。基本的に本計画では特別保存地区や風致地区などで既に守られている眺望景観は重要眺望景観に入れていない。そのような場所でも市街地などを望むものは対象としている。</p>
川崎会長	<p>眺望景観で対象とする以前に重要な地区として守られているものは対象とせず、不十分なものは対象としていると理解すれば良いか。</p>
事務局	<p>そういうことである。</p>
菅沼副会長	<p>鹿が食べないとできない景観である。春日大社付近のナギ林は食べない。</p>
川崎会長	<p>色々意見はいただいたが、このような方向で今後も策定に向けた作業を進めて良いか。</p>
上原委員 事務局	<p>月ヶ瀬梅林は重要眺望景観に入れるのか。 重要眺望景観候補として入れるかどうかは検討しておく。</p>
川崎会長	<p>重複させ、十分に守られていても重要眺望景観に選定しても良いと思う。 他に意見がないようですので、この計画については、今後も引き続き策定作業を進め、作業が終了した段階で、再度、審議をすることにしても良いか。 特に意見がないようなので、これで第 3 2 回景観審議会を終了する。</p>

第 3 3 回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成 2 4 年 1 月 2 5 日 (水) 1 4 時から 1 6 時 4 0 分まで	
開催場所	奈良市中部公民館 4 階 第 4 講座室	
諮問案件 審議案件	諮問案件 近鉄奈良駅前行基広場の屋根設置工事について 審議案件 奈良市眺望景観保全活用計画 (案) について	
出席者	委員	上原委員、大橋委員、奥村委員、川崎委員、北村委員、菅沼委員、 實委員、樽谷委員、中田委員、中村委員、坊委員、室委員 【欠席者】今井委員、水野委員、山菅委員
	事務局	湯浅都市整備部長、能勢建設部理事兼都市整備部理事 東井まちづくり指導室長、福岡教育総務部長 景観課 (仲谷、至田、徳岡、吉田) 文化財課 (西崎)
	事業者	近鉄奈良駅前行基広場の屋根設置工事についてのみ出席 奈良県土木部道路・交通環境課 課長 東 智徳 奈良県土木部道路・交通環境課 課長補佐 岡部 共成 奈良県土木部道路・交通環境課 出井、松山、中本、三木 奈良県土木部営繕課 迫田
開催形態	公 開 (傍聴人 1 0 人)	
決定事項	審議案件について 奈良市眺望景観保全活用計画 (案) については、今後パブリックコメントを実施し、市民等の意見を反映した計画とした後に、最終計画案を提示してください。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容 (要旨)		
諮問案件	近鉄奈良駅前行基広場の屋根設置工事について (質疑・意見の要旨)	
事務局 川崎会長 實委員	(事業概要の説明) それでは、委員のみなさんから何かご質問等ありますか。 今、現在、広場として利用されている場所に屋根を作ることによって広場が通路になってしまいます。開放感のある広場に屋根をつけることによって生まれるデメリットについて、資料につけられているアンケートには、何も書かれていません。肯定的な意見ばかりに目がいくようなずさんなアンケートだと思います。どのような資料を基に屋根が必要であるとなったのかお聞かせ願いたい。また、そこまで屋根が必要なのかも理解できない。渋谷のハチ公前であっても屋根は、ついていませ	

室 委 員	<p>ん。屋根を必要とする発想が理解できません。広場とは、開放感があるものであって、広場をつぶして通路にすることに関して、私は、疑問を感じています。それらのことについてもお聞かせいただきたいですね。</p> <p>今回計画される屋根の柱の下には、地下に工作物等は、ないのでしょうか。</p> <p>また、今回計画されている柱も結構太いものだと思います。この場所にこれほど、760mmもの太い柱が必要なのかなと思います。駅舎から見ると違和感が無いように思いますが、大宮通りをはさんだ反対側から見たときに、どのように見えるかであるとか、圧迫感であるとか、それらの事が、この資料からは、わかりにくいですね。</p>
中 田 委 員	<p>意見募集で回答数が33件と少ないなかで、この数についても気になりますが、その中で賛成意見が70%。確かに私もあの場所をよく利用しますが、雨天の場合、あれば便利かなという程度なんです。あえて上屋を作らなくても良いんじゃないかと思うのが感想です。しかし、この計画がありきで意見を述べさせていただきたいと思います。まず、このかまぼこ型という形がきになるのですが、奈良のイメージは、お寺だと思うんです。お寺の屋根といえば双曲線で非常に綺麗なカーブを描いております。今回の計画は、構造上であったり、雨の吹き込み等を防ぐためにかまぼこ型にされているとは、思うんですが、ただ、近鉄の奈良駅を降りて、地上に出て、行基広場に出たときに、左前を見たときに若草山が見える。かまぼこ型の屋根がある事で、ガラス張りですが、開放感が、阻害されていると思います。また、この構造材のトラスが非常に細かくなっているのもより圧迫感を与えている気がいたします。</p>
北 村 委 員	<p>私も、この会場に入る前に現地へ行ってまいりました。この行基広場を利用される方のうち、今回の計画をどれほどの方が知っているのかなと思いました。資料としてつけられているパブリックコメントやアンケート。この結果を持って判断された。このアンケートについて、お聞きします。</p> <p>平成22年度のパブリックコメント、意見募集について33件の意見ですが、人数にすると何人の方の意見なのか、人数をお聞かせ下さい。</p> <p>平成23年度についても何人の方が意見を寄せられたのかお教え下さい。アンケート調査ですが、とり方もですが、本当に丁寧に意見を集めようと思えない印象を受けました。アンケートの設問も、幅広い意見を取り入れようと思われたのか疑問です。設問の内容につきましても、どのような場面で、どういう聞き方でこのような結果になったのかということもお聞きしたいと思います。</p> <p>無いよりは、あった方が便利と一般的には思われると思います。この聞き方であると、有ったほうが便利と思うのは、考えられるのですが、極めて誘導的な聞き方ではないのかなと感じました。</p>
樽 谷 委 員	<p>私は、計画が立ち上がった段階から、個人的には反対しています。</p> <p>私の理解が間違っておれば、訂正していただきたいのですが、大屋根を設置される土地に関しては、近鉄が所有し、地上部分の使用を奈良市が許可されている。しかし、そこに県が建設をするとなると今の段階では、拒否できない。本日は、景観についての審議ですが、皆様から意見も出ていますのでお話をさせていただきます。行</p>

	<p>基菩薩が作られた時に、奈良の雰囲気を感じていただけるようにと作られたと聞いています。また、行基菩薩は、北東の方角に向かって立てられており、建設に尽力された東大寺に向かって建てられています。計画の当初から県は、建てるのを前提で、アンケートや意見募集をされており、この結果は、誘導されていると思わざるを得ません。</p> <p>また、今回の計画だけを見せられて、景観上、どうであるかを判断するのは、いい方法であるのか疑問です。</p>
川崎会長	<p>色々なご意見を頂きましたが、景観審議会ですので、事業そのものでなく景観について、他にご意見ございませんか。</p>
奥村委員	<p>あの地域は、商業地域であります。近鉄ビルがあって商店街へとつながっています。最近、近鉄ビルが改修されて、私は、非常に良くなったと思います。今回の計画自体については、そんなに悪い計画だとは思えません。私も会場に来る前に、現地を見てまいりました。今回の計画の屋根の高さですが、例えば、商店街のアーケードと同じ高さにするであるとか、そういった検討も必要でないかと思います。私は、奈良市にとって悪い計画だとは思っていません。商業地域のために、周囲にぞんざいな建物があって、屋根を作る事によって、見えなくなるような計画にするとか、もう少し考えられてはどうかと思います。また、商店街の方とお話しますが、雨の日には連絡が悪いといった声を聞いていて、屋根があったほうがいいんじゃないかと近隣の方からは、耳が痛いほどお聞きしています。周りど調和したものが必要でないかと思う。また、この計画自体が悪いとは、思えません。</p>
大橋議員	<p>資料を拝見したところ、私は、屋根が低いなと印象を受けました。周囲の建物と併せるような屋根の高さを揃えるほうが良いのではないかと思いました。私は、この屋根の計画については、賛成の立場です。</p> <p>議員として、この広場で街頭させていただくことがございます。その際に、観光客の方達や障がい者の方々から雨の日は、屋根が有ったほうが良いのにねとお声を聞きます。ですので、屋根が出来ればと思っておりました。</p> <p>また、屋根の中なんです、道路より内側に設置されると思うのですが、この道路脇は、車の乗り降りが多いところです。観光客を送ってこられたりといった車が、ここに停車します。できれば、そういったことにも配慮いただけたらと思います。屋根が高ければ、景観への影響も少ないかと思ひます</p>
上原委員	<p>資料の8ページを見ていただきたいんですが、東向き商店街とのアーケードとの間に隙間があるようです。西側の近鉄ビルとの間にも隙間があるようです。屋根をするならばするで、何か方法が無いのかなと思いますので、お尋ねしたいと思ひます。また、夏は、温室効果でかなり暑くならないのかなと思います。大丈夫なのでしょう。また、骨組みに野鳥等による糞害は、どのように考えておられるのでしょうか。屋根と柱とが景観上、バランスが取れていないように私も感じております。</p>
川崎会長	<p>様々な、ご意見が出ておりますが、ここで整理をさせていただきたいと思ひます。ご意見の中でも2つに分かれていると思ひます。</p> <p>まず、この屋根の必要性についてです。アンケートのとり方についても意見が出ておりました。また、景観上の問題です。広場に屋根をつけることによって、広場で</p>

	<p>なくなってしまう。また屋根をつけることによって景観が損なわれるのか損なわれないのか。若草山へ向けた広い景観もありますが、近くの景観もあると思います。商店街等の調和が出来ているのかどうか。そのどちらを考えるのか。次に機能性の問題。これを作ることによって何が良くなって何が悪くなるのか。例えば、雨や雪を防ぐことが出来るが、周りとの調和がどうなるのか。それらを順序良く整理して進めていかないといけないのかなと思います。</p> <p>まず、最初のパブリックコメントでその必要性を問われたと思いますのでその辺を、ご説明下さい。</p>
<p>奈良県</p>	<p>奈良県の道路交通環境課の岡部でございます。</p> <p>まず、必要性ということでございますが、平成 22 年にホームページや計画を閲覧できる場所を設けまして実施いたしました。どういった目的で設置するでありますとか、実際にトラスのイメージ図を見ていただいて、皆様にお答えいただきました。また、それと併行する形で行基広場のところで、通行人の方に対して無作為に 617 人の方に意見を聞きました。歩いておられる方ですので、詳しく説明することは出来なかったんですが、イメージパースを見せた上で、必要かどうか、必要でないかどうか、またその理由をお聞きしました。またそれとは別に有識者の方として寺社の方や観光関係の方、地元の方等、色々な学識経験者の方 25 名の方についてもご意見を頂戴しました。以上が 22 年度の取り組みでございます。</p> <p>23 年度につきましては、設計が進んだ段階で、ホームページ、閲覧場所を設けて、目的であるとかデザインについて、パブコメを行いました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>川崎会長</p>	<p>アンケートについては、対象 33 件というのと、次の 617 件その次の 86 件、件というのは、一緒に考えてもいいですか、件というのはどういう意味ですか、たとえば、NHK の調査で、3000 名中何人とか、件というのがよくわからないとの質問がありましたが、学識経験者その他が 25 名とか 33 名のかたは、概ねああいうものを建てるのにいいのか悪いのかというご意見なのですが、そういう意見は、そこを見て、またそこに立って感じたことを聞いている。そういうものをひらって行う考え方で良いのでしょうか。</p>
<p>奈良県</p>	<p>33 件というのは、厳密に言いますとお一人でも 2 件 3 件とお答えされております。</p> <p>アンケートにつきましては、617 名です。</p> <p>平成 23 年度につきましては、86 件の意見に対し 50 名となっております。</p>
<p>川崎会長 北村委員</p>	<p>今の説明について何かご意見は、ございますか？</p> <p>今、説明があったとおり、意見の収集について、ホームページや閲覧で集められていますが、今回のこの議論をする上で、1 回目が 33 人、そして、2 回目は、50 名ということですが、この時は、計画の是非を聞いていない。計画の是非ではなくて、進めていく前提に立って、デザイン性や中身について聞かれています。この計画は、本当に景観や環境に重大な影響を及ぼす中身だと思うんです。有識者の方に意見を聞いたであるとかありましたが、やはりその中で生活してきた市民の方が、駅前についての物言いが強いと思います。</p>

	<p>また、駅前広場が出来た時に、当時の市長が、駅前広場を作るんだと。近鉄奈良駅から駅前広場に出てきたときに、奈良を感じてもらえるように青空は、必要だという形で広場を整備されたと聞いております。広場が出来たいきさつも含めて、安易にこれで意見の集約をしたとして計画を進められることには、反対だと意見します。</p>
川崎会長	<p>このパブリックコメントやアンケートで、平成22年の1回目には、いいのか、悪いのか意見の分布を見た、賛成意見もあるし反対意見もある。それらの意見がどのくらいあったのか書かれていない。ここでは、意見の種類を書いている。作るのか作らないのかの結論はでない。どういう意見分布かというのが1回目のパブリックコメントである。次にその場所で聞く。周辺の人に、617件聞くのは非常に多い数字ではないか。その結果がどう表われているのかは、尊重しなければならない。その上で、さらに、平成22年の2回目のパブリックコメントでは、617件のうち、必要である、どちらかという必要である意見が70%ぐらいあるので、作る必要があるのではないかとということで、仮の案を作り、それを見せて、意見をきいているのですね。</p>
奈良県	<p>22年度は、広く意見を伺う上でパブリックコメントと併行してアンケートを実施しております。一つ目が、パブリックコメント、二つ目が、行基広場で実施しましたアンケート調査、三つ目が、意見を集約した上でのパブリックコメントです。</p>
川崎会長	<p>最初のパブリックコメントでは、必要性を聞いてますね。賛成意見もあれば、反対意見もありますね。その上で賛成意見が多い中で、じゃあ、次の段階として、見ただ目であるとか、についてアンケートを実施されていると思います。順序としては、特に問題が無いように思いますが。</p>
北村委員	<p>それは、そうなんです、アンケートをしている中身について、この屋根が出来ることによって景観に対して影響があるであるとか、眺望に対してどんな問題がある出あるとかが、聞かれていないと思うんです。例えば、市民の方によっては、このアーチが、景観を損ねるとお考えの方も居られると思うんです。その様な設問で意見を聞かれたのかどうかお聞きしたいです。非常に重要な意見だと思います。</p>
樽谷委員	<p>あの土地は、奈良市でもあり奈良県でもあるのは、間違いはないんですが、非常に奈良県の方は、パブリックコメントやアンケートを基にして事業を決めておられるんですけども、奈良県の予算で奈良市の土地に建てる事は、いい前例になるかもしれませんし、ありがたいのですが、本来、奈良市側ともっと話し合いが必要だったのではないかと思います。聞いてみますと、申し入れがあったらという話で、主導権は奈良県がお持ちになって、どこかお隣の行政の様な矛盾が出ていて、二重行政になってるんじゃないかと思います。</p>
川崎会長	<p>アンケートの事ですけども、最初のパブリックコメントの段階では、賛成も反対も聞いている設問に思えるんですけどね。</p>
北村委員	<p>景観審議会の意見として書いていただきたいんです。「景観を損なう恐れがあるか？」とか「眺望景観にどのような影響があると思いますか？」という事についてどのようなご意見をお持ちですかと意見聴取しているのか、意見として加えていただきたいと思っています。</p>

奈良県	アンケートの内容については、都道府県名、性別、年齢、訪れられた理由、屋根計画の可否を聞いております。そして、それを選んだ理由ということでお聞きしました。
川崎会長	私は、まずここで、このアンケートの資料について、意見が、非常に出ていますので、この審議の資料として有効かどうかを多数決で決めたいと思います。もし、有効でないならば、どんなものを提出してもらえば良いのかであるとかになると思います。審議会として、このままでは、話が前に行かないと思うんですね。このアンケート。景観審議会の資料として有効となるかどうかについて、決を取りたいと思います。 それでは、この資料は、有効だと思われる方、挙手をお願いします。 (無挙手) 聞き方が、悪いですかね。
室委員	この資料は、本来、景観審議会が提出を求めている資料でないわけですから、その成否を決めるのは、おかしいのではないのでしょうか。
坊委員	奈良県でもこの事業をするにあたり、何らかの審議会は経ていないのでしょうか？もし、何らかの審議会で審議をしているなら、その審議内容について、資料として添付を求めていますでしょうか。
川崎会長	予算については、議会の承認が出ているんですか。
奈良県	事業の計画を承認いただいて、実施設計の予算の承認は、頂いております。
川崎会長	私は、思うんですが、本来は、この案件については、風致デザイン部会の判断ではないかと思います。この参考資料を見ると、建てても良いのではないかという意見が多い。これによって得られた意見によって計画が進められた。次にその建てられる物について、景観上、デザインがどうなのか。それが、本来の審議内容となるわけですから、今回の審議内容を風致デザイン部会に預けるという形でいかがでしょうか。
北村委員	それは、かまわないんですが、審議会の意見としてアンケートの内容について、景観に与える影響が大きいわけですから、幅広い意見、もっと丁寧な意見の取り方を是非ともやっていただきたいということを県に対して意見することは出来ないのでしょうか。
川崎会長	当審議会として、おっしゃる事を意見として出せるのか疑問ですね。
菅沼副会長	今回の計画について、まずは、安全性。今まであまりありませんでしたが、最近、街中で竜巻が起こったりしています。竜巻や台風に耐えられるものか。それらの自然についての安全性はどのように検討されているのか、そういう部分での意見が必要だと思いますね。
川崎会長	このデザインについてですね、なかなかパースだけでは、イメージがつかみにくい部分があるので、模型を作って現地に置くでと解りやすいんですけどね。
菅沼副会長	模型は、簡単に作ることが出来ませんので、難しいですね。 実際に模型を見せて、こうなるんだなと解れば、アンケートするにしても答えやすいかもしれませんが。現実には難しいでしょうね。

上原委員	<p>少し、意見をよろしいですか。</p> <p>昔、近鉄の奈良駅の下には大きなコンコースがあって、修学旅行の子供達は、そこで集合することが出来たんです。しかし、店舗を作り、商店街化したことによって、コンコースが失われました。だから、大きな団体が来たときに集まれなくなって、行基広場に集まるようになったんです。その為に、この大屋根を作ろうという発想になったんじゃないでしょうか。だったら、この大屋根は、実は、近鉄のためだとなったら。出発地点が、どこなのか考えていただきたいと思います。</p> <p>どれほど、大きな団体が訪れているかは、知りませんが、雨の日が、何日あって、その雨の日にとどれほど困っておられる方が、居るのか調べられたら良いと思います。地下から出てくる階段のところから通路として、商店街なりへの屋根をつけたら良いのではないですか。広場の機能をもたそうとするから、これだけの大きな屋根が必要になるんであって、そういう発想から、この計画が出来ているのではないですか。そう思います。</p>
川崎会長	<p>ヨーロッパでは、降雨量が、日本と大きく差があります。ヨーロッパは、雨が少ないので広場として屋根は、不要だと思いますが、日本は、比較的、雨の多い地域なので、必要なかもしれませんね。</p>
實委員	<p>私も、奈良の案内をするのに利用しますが、雨が降れば、ビルの方に入りますし、利用されている方で不便を感じられている方は、いらっしやいませんよ。また、修学旅行生は、行基広場には、集まっていませんよ。屋根をつけるぐらいなら、近鉄ビルの底を伸ばしてもらうくらいで、大丈夫なように思います。</p> <p>やはり、広場というのは、青空でなくてはいかんと思います。</p> <p>なぜ、今、この時にやらなければいけないのか、疑問を感じます。</p>
川崎会長 奈良県	<p>アンケートは、どんな人におこなったんですか。</p> <p>広場において、歩いておられる方、立ち止まられてる方で、お声をかけましてご協力を頂きました。平成 22 年の意見を元に「賛成」していただいた意見が多かったので、事業を進めたのが経緯でございます。</p>
川崎会長	<p>我々、景観審議会では、奈良県が事業を進められる上で、景観上、どのようなデザインにすればいいかであるとか、どうすれば良くなるのかについて意見をするのであって、建てる、建てないの判断をする場ではないので、それについてあまり言及は出来ません。</p>
坊委員	<p>景観審議会というのは、利便性の問題を考える場ではないことも言及しておくべきだと思います。</p>
川崎会長	<p>そうですね。利便性があるかどうかを議論する場では、ないですね。それが、利便性があるという前提での計画ですので、その計画について考えなければいけませんね。</p>
樽谷委員	<p>おっしゃるように景観についての議論をすればいいんですが、この構造物は、公共側が作る構造物であって、それに問題があれば、それについて付議すべき事だと思っています。</p>
上原委員	<p>景観審議会では、それだけの力がないということなんですね。</p>
樽谷委員	<p>そうなんですが、奈良県が、このアンケート結果でこの計画をしたといってもで</p>

室 委 員	<p>すね、奈良市民でもあり奈良県民でもあるわけですから、それに問題があるなら、その問題点について議論は、必要だと思います。</p> <p>私は、奈良をボランティアで案内してます。たしかに行基広場は、休みになるとたくさんの団体が待ち合わせをしていたりします。雨が降れば、皆さんは、ビルの中に入ったりしてしのいでおられます。作るならば、木を使った構造物にするなど、配慮されるのが望ましいと思います。この柱の太さが必要なのかというのも思いませんね。</p>
川 崎 会 長	<p>柱も、木製で作るともっと太くなるように思いますね。これだけの屋根を支えるには、この太さが必要なのではないかと思います。</p>
中 村 委 員	<p>私も、毎日、駅を利用しているのですが、奈良市は、やはり「観光」は、切り離せないものです。奈良県がこの屋根を作ることによって奈良市は、どのようにこのコンコースを発展させていこうとしているのか、お聞きしたいです。この屋根が、観光にどう寄与して、どんな動線を考えておられるのかをお聞きしたいです。色々なご意見が、ありますが、毎日、利用するものからすれば、有ったほうがいいのかなどは、思います。この景観審議会でのどのような議論をすればいいのかなど、思います。屋根が必要かどうかを議論するのは、難しい。</p>
川 崎 会 長	<p>屋根のトラスの部分がメタル調になることは、構造上、仕方ないのだと思いますが、木でやっていただくとかの方が、望ましいと思います。</p> <p>様々な検討をされて、メタル調には、なってると思いますね。</p> <p>これを木で作ろうとすると、相当大きな材料が必要になってコストが上がりますから、今の状態になったと想像できますね。トラスの色は、空に対して黒くならないように、透明感が出るように。</p>
奈 良 県 菅沼副会長	<p>すべて木造で作りますと、柱が 70cm×100cm と大きくなります。</p> <p>今のトラスだと、行基さんに影は、おちないんでしょうか。写真を撮られている方もいるわけですから、その辺の配慮があっても良いように思いますね。</p>
川 崎 会 長 北 村 委 員	<p>予定時間を越えていますので、皆さんの意見をまとめたいのですが。</p> <p>次の議題でもある、奈良市眺望景観保全活用計画の中にも「近鉄奈良駅前を含む」として、ポイントがあります。この計画を検討された時は、大屋根は、ないものとして考えられたのでは無いでしょうか。そういう意味でも、景観に非常に重要な案件であると思います。これから景観について方向性を示そうとしているということも考えていくべきではないかなと思います。景観審議会としての回答が、それらに言及できないというのは、それでいいのかなど疑問に思います。</p>
川 崎 会 長	<p>本来は、デザイン性等を判断いただく、風致デザイン部会の範疇の案件ですね。非常に大きな問題だろうということで、全体会議の案件となりましたが、すすめることを前提にして風致デザイン部会に判断を委ねたいと思います。</p>
奥 村 委 員 中 村 委 員	<p>事業が進んでいるので、粛々と進めていただきたい。</p> <p>風致デザイン部会の際には、この計画として1案出されるのではなく、何案か提案頂きたいと思います。その中で、判断するほうが、良いのではないかと思います。また、デザイン性に関して詳しい資料があればと思います。</p>
川 崎 会 長	<p>風致デザイン部会へ委ね、何案かを提出いただいて、デザインについては、判断</p>

樽谷委員	<p>するというので、皆さん、いかがでしょうか？</p> <p>何案か、出されるということでしたら、雨対策というのがメインになると思います。雨だけを防げるように通路上の屋根の案も出して頂けないでしょうか。</p>
實委員	<p>庇を伸ばすだけというのも案に入れて頂きたい。</p>
川崎会長	<p>以上のようなことで、この案件については、風致デザイン部会で審議を継続することで、終わりたいと思います。</p>
湯浅部長	<p>様々なご意見を頂戴いたしました。風致デザイン部会での意見も踏まえ対応していきたいと思います。</p> <p>この案件について、審議会としての意見を出していただきたかったのですが、改めて部会で議論をお願いします。</p>
	(休憩)
審議案件	<p>奈良市眺望景観保全活用計画（案）について (質疑・意見の要旨)</p>
事務局	<p>(計画案の説明)</p>
川崎会長	<p>追加すべき眺望景観の絞り出しをして、資料2-4の4頁の丸で囲まれた眺望景観を、まず重点眺望景観として取り上げようということである。重点眺望景観以外の奈良らしい眺望景観については、順次施策を講じていくということか。これで終わりではないという考え方で良いか。</p>
事務局	<p>そうである。最初に取り組むところを重点眺望景観としており、その他の奈良らしい眺望景観については、重点眺望景観の施策の後に、順次施策を実施していきたいと考えている。</p>
菅沼副会長	<p>眺望景観を潰すような建物ができたり、樹木が大きくなって見えなくなったりするおそれがある。例えば、資料2-4の最終頁の右下の9番や21番については、看板などで見えなくなるおそれがある。また、上の3番や12番は木が大きくなりすぎて建物などが見えなくなるおそれがある。樹木の伐採や建物の形態などについての規制はできるのか。</p>
事務局	<p>建築物の建築自体を規制することはできないが、建築物のデザインやペントハウスの高さなどはデザインガイドラインで誘導を図っていききたいと考えている。また、色彩や屋上広告物などは、現在も景観計画で誘導を図っているが、眺望景観の視点からも誘導を図っていききたいと考えている。樹木については、管理に係わるため言及が難しいが、検討していきたい。</p> <p>資料2-3の保全・活用の方策では、それぞれの重点眺望景観の「守るための視点」「整えるための視点」「活かすための視点」を整理し、「眺望景観保全活用地区」や「視点場保全活用区域」、「視対象保全活用区域」などの区域を設けて、眺望景観の適切な保全・活用を図るための方向性を定めている。この部分をいかに具体化していくかは、景観計画に盛り込んでいきたいと考えている。</p> <p>今後は、審議していただいた奈良市眺望景観保全活用計画（案）をパブリックコ</p>

	<p>メントにかける予定である。その後、パブリックコメントをもとに修正を加え、5月頃に最終として再度意見をいただきたいと考えている。そして、その後、景観計画への組み込みの作業を進める予定である。資料2-4の最終頁の右下に位置する眺望景観が、喫緊の課題が多い眺望景観であり、これらを特に保全できるよう景観計画を改訂していきたいと考えている。</p>
<p>川崎会長 事務局</p>	<p>建物を建てるといった場合には、認めざるを得ないのか。 基本的にはガイドラインで誘導していく形である。規制というよりは誘導となる。しかし、屋外広告物や工作物については、将来的には条例を改正し、規制していきたいと考えている。</p>
<p>川崎会長 事務局 樽谷委員</p>	<p>市民の意見を反映させることが前提となるが、個人個人にそれぞれの考え方があ る。規制が強く働くかどうか保全施策としては重要である。 景観計画に組み込んでいくことは、そのような意味もある。基本的には誘導であるが、色彩などについては、規制が働き、届出制度のなかで変更命令などもできる。 ヨーロッパでは、結構若い都市が世界遺産になったり、観光として価値が高く評価されてきている。そのような面から見て、17番の眺望景観の視点場となるJR奈良駅から三条通では拡幅工事が実施されており、従来の木造の店舗が撤去されている。資料に書いてある選ぶための基準からはかけはなれてきている。マンション建設の問題もあり、マンションが三条通に面しているところでは、住宅と商店が混在してしまい、景観としては良い方向には向かっていないと思う。規制がどのくらいかけられるかが大切である。日南市の飢肥では、エリアによってはかなり厳しい規制がかけられている。しかし、それと同時に規制に即したものには助成され、町は綺麗になってきている。三条通はこのままいくと意図と違う方向に向かうのではないかと心配している。出来る限り早く規制等も含めた統一イメージができるようにしていただきたい。</p>
<p>川崎会長 事務局</p>	<p>町が変わるなかでの奈良らしさとは何かが大切である。それは場所によっても異なる。場所に 応じた風致の規制などはあるのか。 場所に 応じ、風致地区や古都法による規制などがかけられている。</p>
<p>川崎会長 事務局</p>	<p>今までにあった特性か、新しくできる特性か、そのあたりが悩ましい問題である。 三条通は道路の拡幅を進めているため、新しい特性になるかと思う。保全活用計画にも記載しているように、住民の合意形成を図るなかで新たな景観の誘導方策を進めていかなければならないと考えている。地区計画も新しい地区計画を入れていければ良いと思う。新しい特性をつくらなければならない場所もあれば、古都奈良の特性を残していかなければならない場所もある。保全活用計画では場所に 応じた方向性を記載しているところである。</p>
<p>菅沼副会長</p>	<p>選定の考え方1の「目に見える景観の特性」の指標のなかに史跡、特に塔跡や寺跡、墳墓、平城宮跡北側のウワナベ、コナベをはじめとした御陵が少ない。それらがある景観は非常に奈良らしいと思うが、指標には垂仁天皇陵が入っている程度である。また、農地については、大安寺の塔跡の周辺の水田は、史跡として買上られ、一帯が落ち着いた雰囲気となっている。そして、東側の山並みを望むこともできる良い視点場であると思う。奈良らしい眺望景観として入れてもらえれば良いと感じ</p>

川崎会長	た。
事務局	眺望景観では取り上げていないが、景観計画全体で取り上げているということはないのか。
実委員	景観計画では、農地は田園景観地域や景観農振に係わる部分で取り上げている。墳墓や寺跡などについては、この中に入るかどうか検討させていただきたい。
事務局	奈良町も町並みとして良い眺望があるので、いくつか入っていても良いかと思う。また、法蓮橋からの眺望も奈良らしい眺望であると思う。猿沢池から興福寺への眺望も良い。
中田委員	奈良町の眺望は9番や10番、法蓮橋は21番、猿沢池からの眺望は16番にあげている。また、ご指摘いただいた範囲がこれらを守るための範囲に入っているものもあるので、将来的には景観計画のなかに入れていきたいと考えている。
川崎会長	第二部5頁に記載されている若草山の記述について、「山焼きの起源には諸説あるが」と記載されてはいるが、「かつて、東大寺、興福寺の両寺が寺領争いをして…」と記載されている。この記載については、東大寺、興福寺、春日大社の三者が、平成19年11月に、奈良県のホームページの説明が誤っているということを文書で提出して訂正を求めている。領地争いは俗説であり、この起源は鎮魂のためのものであるとしている。若草山に幽霊が出るという迷信が続いており、若草山を焼かなければ不祥事が起こるということ、そして、東大寺境内で放火が多発したことから、霊を鎮めるために山焼きを行ったということである。ここは修正した方が良く思う。
中田委員	鎮魂が起源というのは確かな説なのか。
事務局	確かな説として良いと思う。いずれにしても、境界争いは違うということは確実に言われているので修正した方がよい。
中田委員	調べておく。
事務局	第二部69頁の羅城門橋からの眺望景観のカルテのなかの記述について、「南北に通る朱雀大路」は「南北に通る朱雀大路」とした方がよい。また、「都の玄関口となった京の正門である」については、「京」も「都」であるため「都」が重複している。「都の玄関口となる正門である」とした方がよい。
川崎会長	修正しておく。
	文言の細かな部分は次回もう一度議論の機会があるので、それまでに修正しておくこと。
	今後パブリックコメントを実施し、市民等の意見を反映した計画とした後に、最終計画案を提示してください。

第34回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成24年4月27日（金）14時から15時まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟 6階 第二研修室	
諮問案件	諮問案件 奈良市眺望景観保全活用計画（案）について審議案件 報告案件 第16回風致デザイン部会について 「近鉄奈良駅前行基広場屋根設置工事について」	
出席者	委員	上原委員、大橋委員、奥村委員、川崎委員、北村委員、菅沼委員、 實委員、樽谷委員、水野委員、中村委員、坊委員、山菅委員、室委員 【欠席者】今井委員、中田委員山菅委員
	事務局	東井都市整備部長、能勢建設部理事兼都市整備部理事 平田まちづくり指導室長、福岡教育総務部長 景観課（仲谷、荻田、徳岡、吉田） 文化財課（中井）
開催形態	公開（傍聴人 1人）	
決定事項	奈良市眺望景観保全活用計画（案）については、原案とおりの承されました。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
諮問案件	奈良市眺望景観保全活用計画（案）について	
事務局	（質疑・意見の要旨） （事業概要の説明）	
川崎会長	何かご意見、ご質問ございますか？	
實委員	これは、最後の報告になるのでしょうか？	
川崎会長	今日で案については、最後になります。	
實委員	解りました。	
	「眺望景観保全活用計画」となっておりますが「活用」という部分で「創造」というものも含めた意味での「活用」と説明を聞いていて思ったのですが、よろしいでしょうか？	
	ただ「活用」するだけではなく、これから作っていく視点も入っているのでしょうか？	
	であれば、もう少し豊かにすればどうかと思いますので提案させていただきます。	
	第一部の27ページ。基本方針の3。「眺望景観の特徴に応じた保全活用を推進する」というところに言葉を足していただけたらと思います。「美しいスカイライ	

	<p>ンの形成」と書かれていますが、それに「歴史的街並みの修景修復」を一つ加えていただきたい。もう一つは、「緑視率」も加えていただけないかなと思います。</p> <p>いわゆる、緑を見る。人の視界に入る緑の率を高めて、潤いのある眺望を形成することも必要ではないかと考えます。コンクリートの建物が景観を損ねている景色をカバーするために、木を植えるであるとか、建物の壁面を緑化するといった方法も含めて、「緑視率」を高め、眺望景観の創出を考えれば良いかなと思います。「スカイラインの形成」だけではなく、街並みの修景修復、奈良町もございますけれども、奈良女子大学の北側にある法蓮造りの街並みも私は、評価をしております。</p> <p>そういった意味でも、歴史的な街並みの保全修景、そして「緑視率」についても計画に入れていただけたらと思います、提案いたします。</p> <p>街並みも、どんどん変化していております。奈良町も修景されて、どんどん美しくなっております。これも奈良の魅力の一つだと考えております。</p>
川崎会長 実委員	<p>個々の活用計画の政策の中で、緑について検討されているのでしょうか？</p> <p>実は、「緑視率」について、検討されている自治体として奈良県では、生駒市が取り組んでいます。</p> <p>奈良市においても「緑視率」についても、「潤いのある街並み」を考えるならば、「緑視率」についても考えていただけたらと思います。</p>
川崎会長	<p>例えば、佐保川の案件で考えると、逆に真ん中は、通っているほうが、良いですよ。</p> <p>ただ、奥にマンションの塔屋が見えているので、手前に木を一本植えることによって、隠すことが出来るかもしれませんが、「緑視率」を上げてしまうと、逆に、この場所の眺望が、損なわれる問題も発生してきます。</p> <p>一般的に「緑視率」を一方向的に増やすのではなく、植栽のバランスを考えて計画する必要があるのかなと思うので、そういう文言を加える事も必要かなと思います。</p> <p>「五感で感じる事が出来る」という部分には、保全と形成といった形で緑のことも書かれていると思うので、検討いただけたらと思います。</p>
樽谷委員	<p>新潟の村上市が、まちづくりで成功している例があります。これは、行政が入り込んでいないのですが、ブロック塀などが見えないように「黒塀運動」をされていて、焼き杉の板を貼るなどされているんですが、それをやった結果、観光で非常に成功している例がございます。</p> <p>そういった方向性も踏まえていただけたらと思います。</p>
川崎会長	<p>創造的なという意味では、先ほどの実委員のご意見もございましたが、「黒塀」が良いかという、そうではなくて、秋田の角館なんかでは、駐車場などの空き地の周りに同じく黒塀を作ると町並みが非常に綺麗になるというのは、ございます。</p> <p>ですので、「創造的な保全活用」という意味で、そういう言葉を入れてはどうかかなと思います。</p> <p>なにか、保全されたものを活用すると捕らえがちですが、「創造」して「保全活用する」という意味で、検討されていると思いますが、そういった文言をどこかに加えるというのでいかがでしょうか？</p>

事務局	<p>保全活用計画の中で方針的に大きく書かせていただいております。第1部の10ページを見ていただきたいのですが、平成22年度より施行させていただいております「景観計画」の改正と眺望景観保全活用計画の条例化についても検討しております。</p> <p>ご意見を頂戴しました「緑視率」や「街並みの修景、保全」につきましては、景観計画の中で施策の展開を検討しております。</p> <p>ですので、この中では、大きな計画としての位置づけで検討しております。</p>
川崎会長 仲谷課長	<p>大きな部分に「創造」といった部分を含めることは出来ませんか？</p> <p>ご意見を頂いた部分について、基本方針の中に反映させていきたいと考えております。</p> <p>「緑視率」や「歴史的な街並みの修復、保全」についても検討させていただきたいと思います。</p>
川崎会長	<p>「視点場の魅力向上」と「視対象の魅力向上」と二つの項目がありましたが、観光情報の提示や、休憩できる施設があるとか、そういったものが、考えられるかと思いますが、それらが、突出しないようなことも検討が必要なのかなと思います。</p> <p>他に何かご意見ございますか？</p>
菅沼委員	<p>景観重要樹木や庭木、生垣、樹林や草木といった表現を統一すれば、どうかなと思います。「山林」と「樹林」と使われたりしているので文言整理が、必要かなと思います。</p>
北村委員	<p>パブリックコメントの中で、景観について見識の高い意見が出されているなど感じました。</p> <p>眺望景観の中で、目で捉える近景、中景、遠景と大きな視点での事について検討されていると思いますが、景観を保全する意味でもまちづくりとのリンクが必要だと思います。</p> <p>総合的に検討していく必要があるのではと、意見も出ています。</p> <p>「高さ制限を緩和した25年間を検証する必要があるのでは？」といった意見もあります。</p> <p>高度制限についての必要性があると意見で触れられています。</p> <p>これは、重要な指摘であると思いますが、この計画の中でどのように盛り込まれているのでしょうか？</p>
事務局	<p>第3部の123ページをご覧ください。</p> <p>「高度地区の見直しなどを含めた検討を行っていく」となっております。</p> <p>こういった形で、記載させていただいております。</p>
仲谷課長	<p>本計画を進めていく上で、庁内でワーキンググループにて検討も重ねてまいりました。都市計画マスタープランについても検討いただけるように検討を重ねております。</p>
川崎会長	<p>都市計画は、どうしても先行していると思うので、よく検討していただけたらと思います。</p>
北村委員	<p>同じくパブリックコメントの中で、「眺望景観の保全活用計画」なので「眺望景観」についての検討が必要なのかもしれませんが、「観光客」に対してだけではな</p>

	<p>く「そこで暮している人」に対しての暮らしの中の視点も大切ではないかと思 います。</p>
仲谷課長	<p>このご意見についての対応についてお聞かせいただきたいと思 います。</p> <p>本計画では、大きく眺望景観という部分での計画を定めておりますが、個別で眺 望の視点を取り入れて、景観計画に反映させて、生活の中の眺望であったり、生活 に身近な眺望を保全活用を検討していきたいと考えております。本保全活用計画を 生かした、景観計画の改正等による施策の展開をしていきたいと思っています。</p>
川崎会長	<p>本計画の中では、大きな目標として掲げられておりますし、景観計画も含めて、 検討していく際に、この計画は、非常に良くできていると感じています。</p>
室委員	<p>長期的なことかもしれませんが、第3部の9ページ。重点眺望景観が、15箇所 定められています。それはそれで良いと思います。またこれから、新たに増えてい くこともいわれていますので良いと思うのですが、東部地域への眺望がほとんどで あると思います。</p>
水野委員	<p>そう考えると西の方にも良い景観を作っていく事も考えていく必要があると思 います。</p> <p>この重点眺望景観の15箇所については、地元への説明などされるのでしょ うか？</p>
仲谷課長	<p>今回、定めております15箇所については、完成されたものではなく、奈良らし いが、課題も多い地区として定めております。移動しながら見る事が出来る眺望 もございますので、ポイントを定めては、おりませんので、今後、必要があれば検 討してまいります。</p>
水野委員	<p>お聞きしたのは、本当に地元の人が、この景色を知っているのかなと思 いましたので、お聞きしました。</p> <p>もっとPRして、ここから見てくださいといえるものにする必要があると思 います。</p>
川崎会長	<p>この計画は、将来、何年毎に検討されて、これからより良い計画にしていけば良 いと思います。</p> <p>景観を良くする方向で、皆様も概ねご理解いただけたかと思 います。</p> <p>今日、頂いた意見を踏まえて、ご承認いただければと思 いますが、よろしいで しょうか？</p>
委員	<p>はい。</p>
川崎会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>では、審議案件「奈良市眺望景観保全活用計画（案）」について、本日で ました意見を踏まえてこれを承認させていただきます。</p>
委員	<p>また、諮問への回答については、私に一任いただけますか？</p>
川崎会長	<p>異議なし。</p> <p>ありがとうございました。</p>

報告案件	第16回風致デザイン部会について 「近鉄奈良駅前行基広場屋根設置工事について」
川崎会長	続きまして、報告案件「近鉄奈良駅大屋根設置工事」について事務局から報告してください。
事務局	(報告案件説明)
川崎会長	以上を持ちまして、終了します。 皆様、ありがとうございました。

第38回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成26年11月14日（金）10：30～	
開催場所	奈良市役所 中央棟 6階 第1研修室	
諮問・審議案件	1. 薬師寺食堂復興事業について（諮問） 2. 奈良市景観計画（案）の改正について（審議）	
出席者	委員	平尾会長、東委員、北村委員、倉橋委員、田村委員、七尾委員、室崎委員、山口委員、山本委員 【欠席者】清水委員、井原委員
	事務局	仲谷まちづくり室長、立石奈良町にぎわい課長、徳岡総合政策課長補佐 景観課（荻田、佐々木、山下） 文化財課（中井、山口）
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
決定事項	薬師寺食堂復興事業については、原案とおりました承されました。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
荻田 委員 東 荻田 会長	○審議案件1 薬師寺食堂復興事業 計画概要の説明。復元根拠、当該地の規制、計画図面、現場写真等。具体的な審議内容は、当該地の風致地区条例の規制による高さ8mを超えて建てることについて問題があるかどうか。 問題なしと判断。 問題はないが、木材は奈良県産のものを使うのかどうか。そのような指導をしているか。 今は指導していないが、伝えておきます。 特に問題は無いとし、案件1は終了します。	
佐々木	○審議案件2 奈良市景観計画の改正（案） ●奈良市景観計画改正版のデザインガイドラインの改正箇所についての説明 これは、前回第37回で審議しました。今回は、窓口で実際に運用していく中で出てきた課題についてです。奈良市景観計画運用上の課題の資料の①～⑤を説明。 ①について、外壁に金属パネルを用いるデザインが増えてきており、窓口では奈良市全域金属素地色は金属のツヤ等が景観に調和しないため認められない、と	

いう指導を行っているが明文化されておらず指導力が弱い。また、金属素地といっても仕上げや色も多様であるため、認めていく必要があると思われる。

②について、奈良市全域の屋根の色彩基準について、シート防水の商品に色のバリエーションが少ないことや、省エネの観点から、もう少し明度の高い色を認めていく必要があるのではないか。

また、勾配屋根について、はちまき形状も勾配屋根として認めていくべきではないか。

③について、P68、景観形成重点地区において、屋外広告物の独立型屋外広告物の支柱や枠の色を現在は濃灰、黒、濃茶等と明記しているが、建物と同系色とした方がよいのではないか。

④について、P68、景観形成重点地区において、窓面広告は内外とも掲出不可とあるが、テナントが広告を掲出ひとつもできない場合があるため、飲食店の多い1階は除外しても良いかと思われる。

⑤について、P68、景観形成重点地区において、屋上広告物は設置しないよう努めることとあるが、奈良市屋外広告物条例で屋上広告物が禁止されている西ノ京と奈良町を除いては、設置しないよう強く指導するのではなく、最小限度は認めていくべきではないか。

次に、委員の方から意見のあった点について、まず奈良市全域の一般区域のデザインガイドラインで、P34、「現在の地形を生かすこと」とあり、現在山地景観区域のみが該当区域となっているが、田園景観形成重点地区についても該当地区とします。

また、奈良市全域の一般区域の緑地について、P34、植栽を積極的に求める区域として該当しているのは市街地景観地域のみであるが、他の区域も該当区域とするべきではないか。

景観形成重点地区の緑地についても、P66、薬師寺周辺と広域幹線のみ敷地の3%の緑地を設ける、となっているが、近鉄奈良駅周辺、JR 奈良駅周辺の景観形成重点地区でも3%の緑地を設けると記載したほうがよいのではないか。

最後に、「景観に影響を及ぼす大規模建築物」となる高さの設定について、眺望を遮るような大規模な建築物について、写真やCG等を用いて景観にどう影響するかシミュレーションを行います。最も重要となる視点場は大池からの眺望であり、現行の都市計画の高度地区設定にも影響し、都市景観計画マスタープランの中でも重要な景観としてあげられています。

そこで、「現行法による高さ規制の状況」の資料の下部、大池から大仏殿までの高さ規制の断面図、「大仏殿の一層目より上が見える場合」において、眺望を遮る可能性のあるものをみると、JR 奈良駅周辺の25m高度地区、近鉄奈良駅周辺の20m高度地区が該当します。近鉄奈良駅周辺はPHが含まれると絶対高さが視点に達する場合があるため該当するものとしします。

実際の件数としては、「過去5年の高さ別建築確認件数」の資料をみていただく

	と、20mを超えるものは年間およそ7件となります。
	●シミュレーションを行う建物の高さ設定について委員からの意見・質問
会長	最新版の資料の作成
山口	シミュレーションを行う建物の高さ設定について、近鉄奈良駅周辺の地形が他より高いため、20mほどでも景観に影響を及ぼす可能性があるのではないか。
山本	関連して質問。近鉄奈良駅周辺で現在建つ建物は、今説明のあったような眺望に影響をおよぼす高さになっているものはあるのか。東横インとか…
仲谷	現行の建物については指導していませんので、絶対高さの把握はできていない。
会長	単に絶対高さが25mを超えるものという基準だけでは、今言われたような盛り上がった地形によっては25m以下でも眺望に影響をおよぼす可能性があります。また、25mを超える建物について、視点場の設定もしなければいけません。大池は絶対として、眺望景観は何点か決まっているものがありますので、それを担当者がわかっているということを前提に、その他の細かい視点場の設定は物件ごとに決るべきかと思います。
山口	25mという数字については妥当な数字だと思います。何か問題が起きた時に個別で対応するということが必要になってくると思います。
会長	奈良の場合は重点地区をはずしてしまうとその他の地域が非常に広がります。理想的な形は、この審議会だけではなく、他のシステム作りができるが良い。もっときめ細やかな規制をつくる、または委員会形式の許可制度にする等。これから初めてCGシミュレーションを取り入れるということで、現段階では最初の一步というところでいいと思います。
	●外壁等の金属素地使用について
会長	金属素地を限定的に認めていくというなかで、デザインガイドラインに具体的な文言は入るのか。
佐々木	実際には内規的な指導になっていまして、仕上げや色は多岐に渡るため、具体的な文章でガイドラインに入れるのが難しい。
会長	「光沢のない素材とする」等何らかの文章をガイドラインに入れておいて、その次の段階の細かい内容については内規でもっておくということでも見る側からしたらわかりやすいと思います。
	●屋根について
会長	P65の「屋根の形状については勾配屋根を用いること」について、はちまき型の屋根形状は、歴史的景観重点地区でも場合によっては認めていくのか。
佐々木	指導しきれないときも出てくると思いますので、はちまき型で指導する場合もある

	と考えている。
会長	奈良市での実際の手続きはどのようになっているのか。
佐々木	事前に窓口で協議があり、規制に沿うように指導をした上で届出をもらっています。
荻田	地域的に大きな建物となると、完全に勾配屋根をかけることが難しい場合もあります。
会長	京都市の、勾配屋根にする場合の高さの緩和など、運用の仕方を変えていけば勾配屋根にするという指導は比較的簡単なのではないかと思います。歴史的景観形成重点地区は必ず勾配屋根とし、その他の地域は、はちまき等修景策も取り入れるという指導のほうがわかりやすいのではないかと。一度はちまきを認めてしまうと、前例ができるので次もそのような形になってしまう可能性が出てきます。京都ではかつては、はちまきを認めており、現在は沿道景観だけは陸屋根を認めるとし、水平ラインを揃えるなどの新たにガイドラインを作っています。
室長	次回、資料を作成の上再度審議をお願いします。
	●重点地区の広告物について（窓ガラス面）
佐々木	P68の窓ガラス面の屋外広告物について、現在窓ガラス面内外禁止となっていますが、ガラスを使用する面積が大きくなっていますので、入っているテナントが広告物を掲出できないということがありますので、1階部分については外部に貼る分は掲出を認めていこうという考えです。
山口	1階部分については外部に貼る分は掲出を全地域に認めるということについて違和感があります。地域を分けたほうがよいのではないかと。
荻田	外部のものについては広告の条例がありますので、掲出するとしても数や大きさの規制をかけることができます。
会長	許可対象とできない内張りの広告をまず規制していくという考えですね。外部の広告を掲出できる地域を重点地区全域とするのか、地域を限定するのか次回再度審議します。
	●重点地区の広告物について（屋上広告物について）
佐々木	P68 屋上広告物は設置しないこととありますが、現在は西ノ京の重点地区のみ該当しており、その他の重点地区については、設置しないよう努めることとなっています。そして今回重点地区はすべて設置しないことと記載していますが、全地区禁止をするよりも、景観配慮型は認めるなどの緩和があったほうがよいのではないかと。
会長	JR奈良と近鉄奈良は○を外すということですか。
仲谷	西ノ京の重点地区以外は現状のまま「設置しないよう努めること」にするということですか。
会長	これについても次回再度審議です。「設置しないよう努めること」とした場合、色

	<p>や大きさについて明確に規制すべきとありますが、さらに細かい文章が必要になると思いますので、それについても次回審議します。</p>
山口	<p>この場合も、設置できるところとできないところの地区を分けたほうがよいのでは。または、××な屋上広告物は設置しないことと文章を付け加えたほうが今後生きてくるのでは。</p>
会長	<p>絶対禁止と、条件付きのものと、努力義務の3種類あるということですね。マンセル値で彩度□以上は使用しない等。奈良市の意向としては、前回よりも規制を強めたいということですか。</p>
荻田	<p>もちろん無くしたいという気持ちはあります。しかし屋上広告物については、奈良市屋外広告物条例では西ノ京と奈良町以外は掲出できるとなっていますので、それが改正されるまでは、あまり強くは言えない所もあると思っています。完全に禁止、ではなく、向きであったり大きさであったりで規制していければと考えています。</p> <p>広告を出す側からしたらビルボードや、塔屋に掲出するものが一番出したい形式ですね。奈良市では今までそれらを認めていましたが、これからどうするのかということ。努力義務がどれくらい効くのか。</p> <p>また、奈良市の景観形成重点地区は、景観法上の重点地区にはなっていないですね。まだ条例上のものなので、次は景観地区にしたいということですね。京都の景観地区は用途地域と同等に扱われますので、強いですね。奈良は今第一歩目ですので、これからです。</p> <p>以上①～⑤まで見ていきましたが、次回再度審議します。</p>
	<p>●その他の変更点について（調和を図ることとは）</p>
山口	<p>P65 上から2つ目周囲の「建築物等との調和に配慮すること」というものが抽象的で、具体的に言うと、建物や壁を分節する(?)という意図を持って、ガイドラインの文章を作って、誘導していきやすいようにするべき。(大きな建物の場合、例えば勾配屋根をかけてしまうと、逆に景観とマッチしないということが起きる)</p>
会長	<p>きたまちについては既に指示済みですが、反映されていない。例えば、屋根の場合は、特定勾配とする、3階以上は90センチ下げる、文節という言葉が入る等。色については、歴史的な色彩とすこしばかしてある。形については指定する。つけ庇と、3階以上は90センチセットバック。</p> <p>また、勾配屋根の3～7というのもとても範囲が広い。京都では市街地でも3～4.5です。10年位でまちなみが変わってくるので、屋根勾配の設定は重要です。特に難しい話でもない。また「周辺景観との調和」というところも曖昧。沿道の景観はまた別。沿道をどうリードしていくか。</p>
	<p>●その他の変更点について（緑化）</p>
山本	<p>P66 「郷土種を用いるなど樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること」</p>

	とありますが 現在どのような状況になっているのか。郷土種とはどのようなものか。P65の配置規模の項目にも関係してくるのではないかと。
仲谷	ナラ・シイです。沿道景観美化整備計画に内容が載っています。
徳岡	今はナンキンハゼ等が多いため、そのような外来種ではなく、ナラやシイなどの郷土種を植えるよう進めています。次回資料を用意します。
山本	並木なども問題になっていると思います。外来種について、何故そこに植えているのか、理由がわからない。また、根が大きくなって道路に出てくる、落ち葉や、枝ぶり、ムクドリの問題があると環境関係のところから聞いています。
会長	全体的にピンぼけで、曖昧なせいで逆に責められるのでは。京都を参考にしてもいいのでは。
佐々木	●重点地区の地区変更の資料の説明 奈良市景観計画の改正についての資料 次回までに目を通しておいってください。 マンセル表色の説明を含め、外壁のマンセル値がどう変わったかわかるような資料を。
会長	重点地区のデザインガイドラインは次回まではまだ審議できると思います。シミュレーションは25mで了承ということになります。 以上で閉会致します。

第39回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成27年1月16日10:00～	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
諮問案件	1. 奈良市風致地区保全方針、審査指針の策定について 2. 奈良市景観計画の改正（案）について	
出席者	委員	平尾会長、東委員、井原委員、倉橋委員、清水委員、田村委員、七尾委員、室崎委員、山口委員、山本委員
	事務局	仲谷まちづくり指導室長、立石奈良町にぎわい課長 徳岡総合政策課長補佐 景観課（松村、荻田、佐々木、山下） 文化財課（中井、山口）
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
荻田	<p>●奈良市風致地区条例保全方針審査指針の策定</p> <p>○奈良市風致地区条例「保全方針」・「審査指針」の変更点</p> <p>「地区・ゾーンの指針」の変更点については3点あります。まず、色彩基準を色表示からマンセル値で規制し、基準を明確にし、景観計画との整合性をとれるよう検討しています。次に、ゾーン6の屋根形状について、「波型形状」から「和型瓦その他これに類する外観」とします。次に、春日山風致地区ゾーン11の地域について、付け庇形状の屋根を禁止し、勾配屋根限定とし、屋根形状も和型瓦その他これに類する外観とします。この地域は、特別保存地区に隣接し、景観的にも重要となっているため変更を検討しています。</p> <p>「許可の審査指針」については4点あります。まず外壁のアクセントカラー使用面積を4㎡以下とします。次に下屋等で片流れとなる部分の制限を設定します。次に、軒の出を60cm以上設けることとします。最後に、1ha以下の造成の場合、のり面は5m以下と設定し、植栽等の修景を求めるよう、検討しています。「保全方針」について変更はありません。この変更点について、本日又は後日ご意見をいただければと思います。また、平成27年4月1日をめぐり、HPに掲載したいと思っております。</p> <p>○各意見</p>	

会長	のり面だけが緩和ですか。
荻田	緩和というよりも、今まで1 ha 以下の造成について、明確な表記がなかったため、今回基準を設けました。この5 mという数字は、国の指針によるものです。
会長	次回3月6日には最終の判断として進めていきたいと思っておりますので、メール等でご意見をいただければと思います。
山口	今説明のあった変更点とは直接関係は無いのですが、フェンスの色彩について、「緑色」を入れた経緯は何かありますか。
荻田	緑色フェンスに関しては、今まで多く使用されているということと、自然の緑との違いはあるのかという意見がありましたので、今回入れました。
山口	「緑」という色の指定になると、鮮やかな色が使用されるケースも出てくるのでは。
荻田	本来マンセル値で規制したいのですが、緑色のフェンスは既成品が殆どで、マンセル値の中に収まらないという事になりかねません。実際には、濃い緑色での指導を行うつもりです。
山口	ここからは意見になりますが、できれば濃い緑と表記するとか、植栽の緑とフェンスの緑の違いについて、議論してもいいのではと思います。
荻田	意見がありましたように濃緑と変更することも可能です。
会長	北村委員はどうですか
北村	この時点でできるのであれば変更したほうが良いと思います。
荻田	それでは、濃緑に変更します。
七尾	植栽について気になったのですが、P 30, 31の庭木に適する樹木についての所で、ヒサカキやイヌマタ等の誤記が見られます。また、グランドカバーについて、挙げられているものは外来の園芸種ですので、あまりふさわしくないのではと思います。また、名称も、実際売られている名前とは異なる場合もあります。
荻田	ここに挙げている植栽の種類は、奈良市が中核市になってから、奈良県との協議の上で決められたものだと聞いております。
井原	このようにたくさん種類を挙げるのは、参考になる時もありますが、逆に縛ってしまう可能性もあります。人気はあるけれど、生態系に影響を及ぼすものを示すことが大切だと思います。グランドカバーについても使用する種類の例は少なくして、注意して取り扱うものを挙げていく。ナンキンハゼ等は代表的な事例です。
荻田	頂いた意見をまとめていきたいと思っております。
七尾	具体的に書くのではなく、〇〇類に留めておくとかが良いかもしれません。

●景観計画改正

○デザインガイドライン（重点地区） 屋外広告物について

会長
山口

質問、不明点について

6 ページ屋外広告物について東西方向とは、どの向きをいっているのか

萩田
仲谷

道路に対して垂直に出すことを認めないということです。

大宮通、三条通には特に力を入れております。

会長
仲谷

1 2 ページの写真について、奈良…館はだめですね。

山口
会長

春日山、生駒山を見通す眺望景観を考えていますので、

文言がわかりづらいです。

萩田

管理用広告物とは？

ビル名称などです。5 m²と決めています。

以下管理用広告物の定義について

会長
仲谷

注釈つけておきますか。

例としてはビル名称、矢印等です。

七尾
室長

下に東西面について記述がありますね。

この書き方に統一します。

会長

切り文字とすることというところについて、屋上広告物の場合でも切り文字はつくれるのですか。

室長
会長

屋上の切り文字は上海等でよく見られます。

面では出てこないということですか。

室長
会長

そういうイメージですね。

突き出し看板もなくなっていくということですね。

東
室長

集合化デザインとは？

ビルの各テナントが広告を出すときに大きさ等をそろえることです。

東
室長

各テナントごとの管理がしにくくなるのでは？

差し込み式になっていたり、後から変更できるようになっているものが多いです。

会長
室長

集合化デザインの例について、

例をあげるなどわかりやすくします。

東
北村

少しわかりにくかったので今聞いただけです。（直さなくてもよい？）

屋外広告物の建物との調和とは？

室長

広告条例の中に大きさの規制がありますのでその部分を強調しています。

会長

デザインガイドラインに書くことによって更に規制として指導しやすくなるということですかね。

北村

イメージ写真の「葉」の表示について、このようなベースの色になら

室長 会長	<p>ないということですかね。</p> <p>そうですね、実際この広告物は違法だと思います。</p> <p>違反広告物の是正はマンパワー不足で現在手がまわらない状況なのでしょうか。</p>
室長	<p>そうですね。許認可の他にも簡易除却の撤去等の活動も行っておりますので…</p>
井原	<p>6 ページについて、共通の一番下、「地域の賑わいを創出…」について今までどういったものがあつたのか、またどのようなものを想定しているのか。</p>
室長	<p>三条通では祭りが多いので、おん祭の広告物、保存会等横断幕の広告物が多いですね。</p>
会長	<p>申請は必要ですか。</p>
室長	<p>行政が出す場合は適用除外で申請不要ですが、民間の方が出す場合は申請が必要になります。</p>
北村	<p>横断幕のほかには？</p>
荻田	<p>現状では横断幕が主です。今後は商店街の方が出される場合等を想定しています。</p>
室長	<p>祭りの提灯に文字が書いてある場合にも屋外広告物に当たります。ですが適応除外ということで扱うことになると思います。</p>
○色彩基準について（市街地と歴史）	
北村	<p>市街地景観地域の外壁の色彩規制が緩和されていることについて、観光客の方にも地元の方にも、よく歩く場所ですので、若干の不安はありますが、にぎわい創出のためこの基準を奈良らしさとして進めていくということであれば仕方ない範囲かと思えます。</p>
会長	<p>再度確認したいのですが、今回市街地景観地域として外壁の色彩基準が緩和されているところを表す地図はありますか。</p>
徳岡	<p>奈良市の景観構造のところですね。（おおよそ9頁）</p>
井原	<p>56頁～の方がわかりやすいですか。</p>
会長	<p>たとえば56頁、都心などの地域は、景観形成重点地区の範囲とは別のレイヤになって いるのですか。</p>
室長	<p>そうですね。</p>
・…以下色彩基準について書かれているところの確認	
山口	<p>景観形成重点地区＝歴史景観地域ではないですよ。重点地区として厳しく規制しているのに、色彩基準では緩くなっておりバランスが取れていないということは起こりえないのでしょうか。</p>
会長	<p>地図の重なりのお話ですね。奈良町、奈良北町等歴史的景観形成重点地</p>

山口	<p>区は、歴史景観地域の色彩基準ですよね。</p> <p>違いますね。(9頁、22頁)(この日は気付かなかったが、歴史的重点地区は歴史景観地域の色彩基準という記述がある)</p>
井原	<p>我々でさえ混乱していますし、様々なレイヤが錯綜しているため、もっとわかりやすくする必要がありますと思います。景観地域だけでも、もう少し拡大した地図が必要です。また、重点地区と景観地域の重なりがわかる地図もないと思います。</p>
室長 井原 会長 山口	<p>大きな地図はあることはあります。窓口ではこの地図を使っています。その間にあるような大きさの地図が必要かなと思います。</p> <p>例えば今ある重点地区の範囲の地図に、景観地域の範囲を示すとか…それにさらに進めるとすれば、歴史的景観形成重点地区はすべて歴史景観地域の色彩基準を適用する方が、後々運用が楽なのでは…</p>
徳岡	<p>色彩基準は、重点地区ごとで一致するように変更させていただきます。ただ沿道につきましては距離が長いので一致させるのは難しいかと思います。(69ページに記述既にあり)</p>
会長 山本	<p>風土と拠点、風土の方が厳しいのでしょうか。</p> <p>奈良町は今までさまざまな活動があったので落ち着いてきていると思います。しかし北町については、かなり今まで何もなかったので大通りとの境目や、県庁付近など慎重に考えていく必要があると思います。地元では多聞城等の史跡を売り込みにかけていくような動きもありますので…</p>
室長	<p>北町については、歴まち法でも取り組んでおります。また、景観計画でも歴史景観地域の色彩基準で進めたいと思います。事業者さんとしても、規制をしっかりと明記すれば動いてくれると思います。</p>
会長 倉橋	<p>この際歴史景観地域に統一したほうがよいですかね。</p> <p>厳しくしておいた方が、将来まちづくりに積極的な方々が入ってきてくれるかもしれません…</p>
山本	<p>北町で問題なのは空き家ですね。集合住宅も多くなっています。基準がきつくても聞いてくれるのであれば…</p>
室長	<p>歴史的景観形成重点地区は歴史景観地域の色彩基準という方向でまとめさせていただきます。</p>
会長	<p>さきほど言っていた都心と市街地で基準が緩和されるということについて、どうですか。</p>
北村	<p>これで見ると現状よりも緩和されているので、悪くなっているのではないかと、思ってしまうのですが、改正案の範囲だけで見れば、現状の調査をして、このようになったと言われれば納得できる範囲だと思います。見せ方の問題かと…にぎわい創出と取れないこともないかと思えます。</p>

会長 山本	現状に合わせるように基準を上げたという考えですね。 ここでどうせ変えるのであれば厳しい方にしたほうが良いのではないのでしょうか。
徳岡 山口	確かに都心では緩和の差が他よりも大きいですね。 奈良市の景観としてとして明度を下げるのか、上げるのか、ということですね
山本	現状というのはわかるのですが、緩くしなければならない理由というのが皆さんピンと来ていないのではないのでしょうか。
会長 山口	せめて今のままにしておいたほうがいいのではということですかね。 ただ都心、市街地の基準も、重点地区かそうでないかによって変えるべきではあると思います。
室長	そうしましたら、都心と市街地がありますが、都心の方につきまして、現状に戻すような形で考えさせていただきます。
山本 山本	現状は現状として、計画とは別物と考えていいと思います。 景観が原因で経済活動が低下しました等何らかの理由があるのであれば話は別ですが…
室長	それでは現状に戻す形で進めたいと思います。現状調査をしてこのような結果が出ましたが、規制はこのようにしますと理論武装もできると思います。
	○屋根勾配について
山口	5ページ 勾配について奈良町の規制は3～7でやっているのか
徳岡	奈良町については4～5寸です。
山口	先ほど北町についてももう少し規制していくという意見があったように、勾配屋根も範囲を狭めた方がいいのでは。
仲谷	奈良町の規制は、補助金を受ける場合の規制ですので、奈良町においても基本の規制は3～7です。
会長	奈良町は厳しくやっているの、そのほかの地域、北町などをどうしていくのかですね。…歴史的な地域がメインになるのですが、今回特定勾配を取り入れる等京都と同じ規制をと思っており、今回デザインガイドラインで「努めること」とはなっていますが特定勾配は3～4と範囲が狭くなっています。補助金なしでということなので厳しい規制かと思いますが… 2階建て等の主屋の勾配については3～7ということです。7というのはですね…洋館みたいな感じですね。町家でいうと少し考えにくい数字ですね。特定勾配の4～5に対して3～7の勾配をどうするか。規制するのであれば7を6とか、…
荻田	風致地区の規制が3～7ですので、それをそのまま適用しています。

会長	<p>おそらく茅葺や、大和棟への配慮がされているのでしょうか。京都にはないですね。</p> <p>柳生の里も入っているので町家のみというわけではないのですね。和棟の建物はのこっていますか。</p>
仲谷 山口	<p>ほとんどありませんが、百毫寺のあたりにあります。</p> <p>大和棟は例外として認めて、通常はもう少し規制したらどうでしょうか。</p>
会長	<p>難しいところですね。またご提案があれば次までにということで。</p>
	<p>○広告、ガードレール等の色彩について</p>
会長	<p>広告物について、4ページ、広告の柱や枠等を建物と同系色とするところについて、以前は濃茶や黒等となっていましたが…このことについては確かに濃茶等がすべてよいとは限りません。</p>
東 仲谷	<p>ガードレールについて、色の基準はありますか。</p> <p>基本はベージュ、奈良県では重要な地域では茶色、奈良市でも風致地区は濃茶としています。</p>
東	<p>濃茶は昼間は調和するかもしれませんが、夜などの視認性が問題になると思います。アクセントカラーを効果的に使って景観だけでなく安全面も考慮していただきたい。</p>
徳岡	<p>景観重要公共施設として大宮通と三条通を定めています。その際に、安全性のために反射板を張っています。</p>
北村	<p>地域ごとのパターンを作って景観と視認性を考えたコーディネートを取り入れる例はあります。</p>
室崎	<p>路面の色がすべて同じだと、障害のある方にとっては歩きにくい。色のコントラストをうまく取り入れながら誘導してほしい。</p>
会長	<p>ちょっとずつ事例をためていくのもいいかもしれません。</p>
会長	<p>以上で閉会致します。</p>

第40回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成27年3月6日10:00～	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
諮問案件	1. 奈良市風致地区保全方針、審査指針の策定について 2. 奈良市景観計画の改正（案）について	
出席者	委員	平尾会長、東委員、井原委員、倉橋委員、北村委員、倉橋委員、清水委員、田村委員、七尾委員、室崎委員、山口委員、山本委員
	事務局	仲谷まちづくり指導室長 徳岡総合政策課長補佐 景観課（松村、荻田、佐々木、山下） 文化財課（中井、山口）
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
佐々木	司会挨拶	
仲谷	挨拶	
佐々木	次第、資料説明	
会長	奈良市風致地区保全方針と審査指針の策定について	
荻田	<p>資料でいうとP30、前回庭木に使用する樹木についてご指摘いただきまして、樹木を限定するというのは良くないということでした。植生に影響を与えるものについて注意するよという形で種類をあげたほうが良いというご意見をいただき、現在井原委員と協議中です。今後リストの作成をしたいと思っています。</p>	
会長	リストは国都審の前の5月6月の景観審議会に出てくるということですね。	
荻田	<p>出来上がってからで申し訳ありませんが報告という形でさせていただきます。</p> <p>A4一枚刷りの資料の軒の出の寸法について、最低60cmから45cmへ変更します。変更理由は、プレハブメーカーの庇のモジュールを検討すると、60cmの場合は特注品を使用しなければならないメーカーが出てきております。建築費の負担も増えますので、既成品のものが使用できるよう45cmとしたいと思っています。</p> <p>他の点については、現在ご意見は頂いておりませんので、このまま進めたいと思います。</p>	
会長	<p>樹木の話と軒の出の話が出ましたが、P30の樹木の方は、井原委員にご意見をいただいで、みなさんに案をお送りします。委員の方の意見を受けて5、6月の年度明けに報告という形になります。</p>	

	軒の出については、60cmから45cmに変更ということです。この他の点についても結構ですが、ご意見お願いいたします。
清水	樹木について、禁止樹木だけを挙げるという形になるのですか。
井原	今回形が出るかと思っていたのですが…そもそもこのように種類を載せるというのは、どのようなものが良いのかという問い合わせがあったことを受けて作っていますが、これによって制限をかけてしまう、また植生に影響を及ぼすものが載っているという問題があげられました。また、お話を伺うと、審査指針には「庭木」とありますが、庭園だけではなく、もっと広いエリアを対象としているとの事でした。庭木という表現は具体的なイメージを持ってしまうので、緑化樹木全般等の言い回しにすべきです。また、地域によって、時代や社会の変化によっても移り変わっていくものですので、リストをつくるのであれば、その時に合わせて更新していくものでなければいけません。指針の中に載せてしまいそれがひとり歩きする可能性があります。それを回避するために、参考図書を用意する、そしてそれを更新していく等が考えられます。そして、審査指針に植生に影響を及ぼすものを載せるということは、主観的なものではなく、侵略性の高い外来種については、既に環境省でもHPで公開しており、調査に基づいたもので、その都度更新されていますので参考にするとよいと思います。個人的には、もし具体的に参考になるものを知りたいのであればここで、というものをこういう形ではなく載せたほうがいいかなと思うのですが、市の事情とつめながらいい着地点を見つけられればと思いますのでもう少し時間が必要かと判断しました。
会長	清水先生の質問で言うと、注意すべき種類については環境省を参照するということですか。
清水	具体的に挙げるのではなく、参照するという形にするということですか。
井原	そうですね。
会長	京都の風致だったリストがありますよね、そのようなものを奈良でもやったら…
井原	京都市では緑化について詳しい団体やスタッフがおり、詳しく知りたい場合はそこに聞きに行く形になっていると思います。最低限参考になるリストをもう一度つくるか、本を持ってくるかですかね。
会長	4月施行の分には間に合わないですかね…
井原	指針の中に載せる、のではなくて別途HPに載せるであったり、どういうものがよいかと道筋を考えた時に最低限必要なものを指針にのせるという形が良いかと思います。
会長	P30のア～オについては残さない方がよいのでしょうか
井原	残さないほうが良いと思います。グランドカバーもかなり偏っていますし…
会長	推奨樹木は…
井原	推奨樹木は載せたほうが良いのでしょうか…（載せないほうが良い）
清水	推奨樹木は誘導の方向性ですね、禁止樹木を挙げるというのは規制の方向なので書き方が180度変わると思います。結構重要な問題ではないかと思います。

	<p>会長のおっしゃる通り推奨と禁止どちらもあると良いと思います。</p>
井原	<p>推奨する樹木について、参考になるものを挙げることはできると思います。</p> <p>しかし地域が広いので、個人の庭から街路樹までを範囲とするというのは不自然な感じがします。</p>
会長	<p>例えば街路樹と庭木の2つ項目を作って推奨樹木を挙げるというのはどうですか。</p>
井原	<p>やはり具体名を挙げるべきですか。</p>
会長	<p>京都市でも推奨樹木をあげています。誘導的な方法ですね。</p>
七尾	<p>前回樹木の種類については県から…という話がありましたが、実は県では明確に定めていませんでした。奈良市への風致条例の権限移譲があったときに逆に奈良市さんから問い合わせがきて奈良市で扱っているものをそのまま使用しているという経緯があったようです。</p> <p>もう一つは、樹木について外来種はあまり入っていないという印象を受けます。しかし、グランドカバーについては、園芸種であったり、外来種であったりするし、樹木の例として挙げているのに、グランドカバー自体を例として挙げるのはどうなのかと思います。</p>
会長	<p>どれが高木でどれが中木で…というのがわかるようにしてあるとよいですね。</p>
井原	<p>一番怖いのが中途半端な誘導で、外来種が全て悪いのではなく、必要なことは、最低限の知識を持ってもらいどのようなものがよいのか考えてもらうようにいかに誘導していくかが大切です。どのくらいのレベルのリストアップをするか、検討するべきとは思いますが、もう少し詳しく知りたいという人にはもう少し踏み込んだ内容のものを提示できるようなものを用意して、2段構えにするというのがよいかと思います。</p>
会長	<p>使用できるベーシックなアウトラインがあって、これはやめましょうという禁止のものがあるというイメージですね。そして、これらは審査指針に書かずに、別紙で参照し、それは随時更新していけるものということですね。</p>
東	<p>パブリックな部分とプライベートな部分の住み分けはどういう形でしょうか。</p>
井原	<p>住み分けの話になるとまた細かく分かれてくるのでエリアの違いを超えてベーシックな部分をあげるという形になると思います。</p>
会長	<p>樹木以外で他何かありますか。</p>
会長	<p>またご意見ありましたら次回までにご連絡お願いいたします。</p> <p>それでは、審査指針P18、軒の出の寸法について、ご意見お願いいたします。</p>
会長	<p>ければ特に規制はないのですか。</p>
荻田	<p>特にありません。</p>
会長	<p>京都は90cm、60cmとなっていますが、奈良の場合45cm、ければ無しということですね。</p> <p>今までは規制自体がなかったのですか。</p>

荻田	はい、なので今回決めさせていただく中で、初めは60cmかと考えていたのですが、先ほど言ったようにメーカーの既成品がないということで45cmとしました。
会長	風致地区であれば、軒の出やけらばもきっちり規制していける地域ですかね。
荻田	奈良市には旧市街の他にも西部の新興住宅地が風致地区に入っていますので、軒の出が無い住宅も見られますし、規制を厳しい方へ一本化するということも難しいと思います。
室長	あやめ池というあたらしい住宅地がありまして、洋風な建物も多く建っています。
会長	奈良の風致地区は広いですからね。 それでは、45cmで、けらばの規制はなしで、よろしいですか。 (合意)
会長	風致の方はこれで終わります。 それでは景観計画の方に移ります。
佐々木	(資料説明…) ガイドラインについて、景観計画改正案のP66、郷土種については、先ほども話があったように井原先生と協議させて頂いています。郷土種という言い方をかえて表現したいと思っています。また後日報告させていただきます。 P68、屋上広告物の管理用広告物についての文章の書き方について、わかりやすく修正します。 色彩基準につきまして、重点地区の中に色彩基準地域が混在しているという話になりましたが、歴史的景観形成重点地区は、歴史景観地域の色彩基準を準用することとします。前回気付きませんでしたでしたが、これはP69に記載がありました。 また、まちなか景観形成重点地区は、全て都心景観地域の色彩基準となっています。そして、沿道景観形成重点地区については、各地域をまたがるような帯状の区域になりますので、各色彩基準の規制を準用するという形になります。 また、市街地景観地域の色彩基準の変更について、A3の資料の1ページ目にありますように、明度については、現状の規制に戻すという形で修正しています。 以上が前回頂いたご意見で修正させていただいたものになります。
会長	エリアが複雑になっている部分については、整理はまだ出来ていませんか。
室長	今回の考え方としては例えば奈良町の場合、市街地のエリアには入っていますが、その上から歴史景観地域がかかっているという考え方です。
会長	前は色彩規制をするときに、エリアがわかりづらいという話でしたね。
山口	P49について、歴史的景観形成重点地区の中に市街地景観地域と歴史景観地域があるというのが疑問です。北町の方は大宮通がありますので市街地が入っているのはわかるのですが、西ノ京などは市街地と歴史が混在しているのはどうでしょうか…
室長	西ノ京は南北に長いエリアですので、北側につきましては市街地の特性をもった地域もあります。
清水	景観特性は、山地、田園、市街地の3つの地域の上に歴史景観地域が上に乗るような

	形になっています。つまり歴史景観地域は全ての景観地域に勝っていて、規制を上乗せするような意味ですね。整理されていると思います。
会長	実際運用するときは、大丈夫ですかね。
室長	問題無いと思います。
清水	P 4 9 ページの表について、山地、田園、市街地、歴史の景観地域の中で歴史だけ性格が違うのに、並列で並んでいるというのはわかりにくいと思います。
会長	例えばP 1 0 も同様に並列になっていますね。
井原	歴史が上位であるということが文章の中から読み取りづらいと思います。例えばP 8、文章では4つの地域が並列で並んでいますが下の図では歴史が上に乗っている形になっています。読んだ時の印象として、分かりにくいですね…
佐々木	わかるような形で示させていただきます。
会長	大規模行為のデザインガイドラインは、景観地域のレイヤで規制して、景観形成重点地区の歴史景観形成重点地区というのは、また別のレイヤ、ということですね。これをややこしいので、歴史景観地域については、上から被せるのではなく、歴史に塗り替えていけばよいのでは、という山口先生の意見ですね。その方がわかりやすいと言えばわかりやすい。
山口	現状のままになっている景観特性も改正していくという形です。
会長	P 9 の地図はこのサイズしか無いのでしょうか
佐々木	景観課窓口には 1/1500 の地図があります。
会長	ちょっと今のままでは分かりにくいということですね。
山口	P 4 9 について、山地、田園、市街地がベースにあるのであれば、薬師寺や柳生の地域にも○がないとおかしいですよ。
佐々木	薬師寺、柳生については、景観形成重点地区と歴史景観地域が同じ範囲であるということでこのように表しています。
清水	この書き方は良くないですね。
佐々木	わかりやすくまとめます。
会長	これから10年後、景観が整備されてくると、地域を塗り替えるところもできますかね。
	P 8 . 9 . 1 0 . 4 9 ページについては、レイヤの整理をお願いします。 それ以外に、郷土種の話は井原先生に、あと、デザインガイドラインについて何かご意見があれば…山口先生先ほど言われていた件で…
山口	前回山本委員から近鉄奈良駅前の東横インの壁面に付いている広告について、実際みてみたらこれは問題だなと思うところがあったので、事例としてあげさせていただきます。 今写真をお配りしている東横インの青文字の看板について、これは、前回の説明では管理用として屋外広告物にかかって来ないという話だったと思います。

	まず整理から、お願いします。
会長	問題視しているのは、南面の東横インの切り文字の看板ですか。
山口	前回ビル名については管理用として申請不要という話でした。
室長	この地域は商業地域に入っており、規制としては、1壁面に3つまで掲出できて、1つの広告物につき20㎡までとなっています。
荻田	管理用広告物は5㎡までですので、この看板については許可申請済です。
井原	実際大きいですね。
山口	インパクトがかなりあるので、みなさんのご意見を頂きたいと思います。
室長	切り文字になるとかなり印象が変わってきます。
山口	東横インについては北町のエリアにも入っていますし…
会長	デザインガイドラインの中で、大きさは建物と調和を図ること等の項目で、この東横インの看板を掲出不可とすることができますか。主観的な問題になるとは思いますが…
荻田	デザインインガイドラインで規制するのは実際運用していく時には難しいと思います。現在奈良町と西ノ京の重点地区については、屋外広告物条例で禁止地域としており、面積の制限が厳しくなっています。これから北町等その他の景観形成重点地区を屋外広告物条例で規制することは可能です。
会長	広告物条例の審議もこの景観審議会ですね。
	屋外広告物条例で面積の規制をするか、デザインガイドラインに明記するか。
室長	東横インの地域はまちなか景観形成重点地区（近鉄奈良駅周辺）ですね。
	切り文字にするということは守って頂いているということですか。
山口	広告物条例で規制をかけていくのが望ましいとは思いますが、デザインガイドラインでも何かしら、数値等ははっきりとはかけなくても「大部分を占めるものは掲出しない」等の記述が必要ではないでしょうか。
会長	数値で示したほうがわかりやすいですが…
室長	広告物条例よりも厳しい規制をかけるのはなかなか難しいです。努めること等書いてある部分については、広告物条例よりも厳しい内容になっています。努力義務という形でお願いしています。
会長	禁止地域にしない限り、これ以上規制を厳しくするのは難しいということですね。しかし、努力義務という形でも明記しておけばこういうこともありますよと言えますよね。
北村	P68について、デザインや色の話がありますが、今東横インに使われているような青色というのは好ましくないという形で持つて行くことができると思うのですが…
室長	色については広告物条例で規制しています。
山本	面積の取り方についてはどうなっていますか。
室長	一番外側の寸法で四角く囲った面積になります。
山本	新大宮に比べれば地味ですね。
会長	努力義務入れるのであれば今しかないですよ。

山口	個人的な意見としては5㎡くらいに落としたいと思います。
清水	5㎡くらいというのは根拠が無いと思います。何m離れているところからどのくらい見えるのか等で判断する方が良いと思います。そのもの自体の大きさの規制というのはあまりよくないと思います。
会長	壁面に対する割合が普通ですよね。あとは最大面積ですね。
室長	あとは位置ですね。1階部分は何%、2階は何%等の規制があります。
会長	切り文字で何㎡以下に努めること。努めることですが、書くことによって何かしらの効果は期待できるのでは。
室長	壁面積によって、間口が狭い場合、必要最低限の広告物が出せないという恐れもありますし、広告協会との協議も必要になるかと思います。
会長	大きさは建物と調和を図ることというデザインガイドラインの記述で規制できているのですが、実はそうではなさそうですね…
倉橋	この写真だけみると東横インのイメージがすごく悪い印象を受けますが、実際はこの横にやきとり屋やレンタカー等の看板は既についているものがたくさんあります。それらの看板と比べると配慮していただけたかなという気もします。この規制は既にあるものは既存不適格として認められるのでしょうか。
会長	何年かですかね。
荻田	変更がある場合は規制を適用しますが…既存のものについては規制できていません。
倉橋	大きさや色味も大切だとは思いますが、奈良の玄関口として配慮して、良識に訴えるというようなものを…むずかしいですかね。
会長	良識に訴えるのは難しいですね。
山本	隣の雑居ビルは店の入れ替わりが激しく看板もたくさんあります。たしかに新大宮の駅に比べたら落ち着いた雰囲気になっていると思います。新大宮は垂れ幕も多いので、地味目になっています。ただその隣に空地があるので、ここにも何か建つのでしょうか。
山本	看板が変わった時点で規制がかかって申請が必要になるのですね。
室長	ビルのテナントが出す看板の大きさ程度でしたら申請が不要になる可能性もあります。テナントごとに5㎡以下ですね。
会長	10㎡以内に努めること、いってみますか。
荻田	抽象的に書くのではなく数字書いたほうが動きやすいとは思いますが…
北村	だいぶ小さいイメージにはなるとは思います。
室長	全ての重点地区について、屋外広告物のデザインガイドラインの内容に広告物は10㎡以下に努めることとさせていただきます。
会長	「大きさは、建物と調和を図ること」の欄の下に追加したらいいのではないのでしょうか。どこまでいくかは様子を見ながら…
会長	それでは次に地域ごとの建物の色彩基準について、市街地景観地域の基準を修正して頂きました。A3資料の1ページ目ですね。

北村	<p>確認なのですが、先ほどの景観特性の概念のところ、歴史景観地域は最上位ということでしたが、修正した市街地の範囲が歴史景観地域の規制よりも厳しくなっており、逆転しているところがあります。</p> <p>外壁の7.5YRと、屋根の2.5YR、7.5YRです。</p>
佐々木	それは、やり直させていただきます。
井原	<p>先ほどの東横インの看板について、看板自体の大きさについての話がありましたが、緑化の方でももう少し景観に配慮することができると思います。</p> <p>P69のデザインガイドラインで緑化の項目がありますが、まちなか景観形成重点地区にも緑地面積を設けるように配慮するよう表現するべきではないでしょうか。ちょっとセットバックさせる等…空地になっているところが気になっていて…</p>
会長	<p>景観形成重点地区をどう捉えるかですね、景観形成とはなんぞや、景観形成に緑化を取り入れていくかどうか、例えば壁面緑化等ありますが、明確な定義が無いので難しいですね。</p> <p>そもそもこの委員会が立ち上がる前に駅前の看板について市民の意見もありましたよね。駅周辺で緑化をするというのは行政側のことかなと思いますが、私達は景観をコントロールする立場としてどうするかということですね。</p> <p>デザインガイドラインの緑化面積3%というものは、高木中木等の指定もありませんので、設計側からしたらどうとでもかわせるものですね。</p>
井原	それすらもまちなかに入っていないのもどうでしょうと思います。
北村	井原先生に質問なのですが、東横インの写真に写っている樹木の写真について、先ほどひどい状態になっているとおっしゃっていましたが、冬だからではなく年間を通してこのような状態なのでしょう。
井原	<p>冬になると葉が落ちるので、樹形が一番よく分かるのですが、落ち葉に対して苦情が来て、そのため剪定の際に主幹から切ってしまい樹形が汚くなります。その繰り返しで枝にコブができて葉のつき方も悪くなります。</p> <p>普段は街路樹というと余り意識しないものだと思うのですが、駅前の構成要素としては非常に重要なものになっています。</p>
清水	このエリアでセットバックして緑化というのはない話だと思います。基本的には井原先生のおっしゃった通り街路樹で考えていくべきだと思います。
井原	商業地に関しては、もう少し踏み込めるところもあるのではないかなと思います。
会長	議論のポイントですね。先進事例にもなりますし。
山口	街路樹についてはP85の景観重要公共施設のところに入ってくるのではと思うので、現在大宮通と三条通ですが、これをもう少し広げていくという形で、その中に街路樹の作り方として上乘せしていくことが必要かと思います。
山本	街路樹ができると歩道が圧迫されるということが気になるところです。バス停などでは人がたくさん並ぶので…
井原	必ずしも、街路樹出ないといけないわけではない。持ち運び可能なプランターでもよいのです。ただこのことについては景観計画で盛り込める所は限られているので、別

<p>会長</p>	<p>立てでやっていくことかと思しますので、これから検討していくべきかと思します。メンテナンスもセットで考えなければいけませんね。駅前の緑化については我々の宿題にしたいと思します。</p>
<p>会長 佐々木</p>	<p>次に、景観影響評価の手引と、眺望条例骨子について、続きで説明をお願いします。</p> <p>A3資料の4ページから景観影響評価の手引についてです。一定規模以上の大規模建築物等について早い段階から事業者との協議を行い、景観影響評価書の作成、審議会の意見を聞きます。</p> <p>景観影響評価の対象となるものは、25mを超えるものを対象とします事前協議の法的な位置づけにつきましては、(仮称)奈良市景観事前協議要綱を作成し、その中で事前協議を行うこととし、審議会の位置づけを行う等の検討を行っています。</p> <p>具体的な流れとしては、事業者と早い時期から事前協議をスタートさせます。景観影響評価書の作成を行い、奈良市で受け付け、景観審議会の意見を聞き、問題なければ景観法の手続きをして届出となります。</p> <p>景観影響評価の作成について、まず概要整理を行います。建築主、予定地、事業計画並びに地元や関係機関との調整状況を整理します。次に現況調査をします。地形や周辺の土地利用、景観資源、視点場等の設定、調査機関、調査地域を決めます。この概要整理と現況調査については奈良市から奈良市眺望景観や奈良市景観計画について説明をしながら実施するものとします。</p> <p>概要整理と現況調査を踏まえ、景観影響予測を行います。まず別表1における視点場を選定し、その視点場からの行為前後の景観シミュレーションを行います。</p> <p>そして景観影響予測に基づいて自己評価を行います。自己評価書については別表2のところで説明します。</p> <p>別表1の視点場の選定についてですが、奈良市眺望景観保全活用計画の重要眺望景観である15か所と、その他の視点場として、遠景、中景、近景とそれぞれの距離に応じた視点場を設定します。15か所の重要眺望景観については、資料6ページに表があり、眺望景観の名称と、視点場を記載しています。</p> <p>続きまして、別表2の景観シミュレーション自己評価書ですが、視点場と計画建物の距離によって評価基準を設定し、また規模や形態、壁面の細かな仕様や看板について評価対象を設けています。以上が景観影響評価の手引の説明となります。</p> <p>次に奈良市眺望景観保全活用条例骨子についてですが、平成24年4月に「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定しましたが、眺望景観はその広域性から、多様な分野、主体に跨る(またがる)ものであり、その保全・活用にあたっては、各主体が眺望景観の価値並びに保全・活用の理念を共有し、市が実施する施策への理解、協働で取組を進めていくことが求められているものです。この眺望景観の保全・活用に係る条例を制定し、理念の共有化や意識啓発に努めるものです。現在ある「なら・まほろば景観まちづくり条例」とは違い、規制をかけるものではなく、あくまでも理念条例であり、奈良市の景観を考える上でベースとなるものであり、今後の都市計画等にもその考え</p>

会長	<p>が反映されるものであります。</p> <p>骨子についてはまず理念条例ですね。ざくっとしたものですが、まとまっているのではないのでしょうか。</p>
佐々木	<p>景観シミュレーションについては、年間4件くらいでしたか。</p>
会長	<p>6、7件です。</p> <p>審議会が年4回だとすると、1回に1、2件ですね。</p> <p>景観影響評価については、景観計画の冊子とは別に手引を参照するということですね。今まで規制について議論してきましたが、これからは運用していくという観点から話し合いが必要になります。ガイドラインの妥当性も見えていくことになります。結構厳しい指導をしていかなければならないと思います。</p>
佐々木	<p>シミュレーション距離を遠景、中景、近景と設定しています。それと、重要眺望景観にかかる場合は厳しくなりますよという事になると思います。景観影響評価書を作成するために事前に現状調査を行います。これは、特にフォーマットは決めないのですか。</p>
会長	<p>フォーマットは決めたいと思います。概要整理と現況調査の時点で奈良市からの説明が必要になると考えています。</p>
会長	<p>自己評価書に書かれるコメントで事業者のスタンスがよくわかると思います。今の時点でお気付きになった点があればご意見お願いします。</p>
会長	<p>イメージとして、どうですか、窓口での協議の中でしっかりもまれたような形になっているというイメージですか。</p>
佐々木	<p>景観法の手続きの際には固まった形になっており、その前に奈良市との協議と、審議会からの意見を聞くというイメージです。</p> <p>また事前協議の法的な位置づけとして要綱の作成を考えています。その中に事前協議を行うことと明記することや、審議会の位置づけ等の記載が必要と考えています。</p>
会長	<p>つまり景観影響評価書についての意見を聞く場が審議会ということですか。景観計画P31の表記通りですね。</p>
佐々木	<p>修正されたものを確認するかどうかですね。確認するとなると、2回審議が必要になります。そうなるのかなり早い段階から協議を始めないといけません。やり始めるとそうなることが多いので。</p> <p>今考えているのは、修正された案は事務局で判断するか、会長に確認していただくか。または、審議会で報告のみにするとか。</p>
会長	<p>必ず足りないところが出てくると思いますので、それを確認する意味でも報告という形が良いのかなと思います。次のガイドラインの見直しのためにも成ると思います。</p> <p>2回審議すると、お互いに消耗すると思います。しかしこの事前協議で出来上がってくるものは良い物になると思います。</p>
東	<p>意見のある方はお願いします。</p> <p>A3資料の4ページ、景観影響評価の対象となるものの、ただし書きで、対象外とな</p>

	<p>るものについて、建築物等の外観を変更する事となる場合、各立面の外観変更面積が壁面の2分の1以下のものとありますが、変更する位置によって景観に影響を及ぼす事も考えられるのではないのでしょうか。この事については他の自治体ではどのように扱っているのでしょうか。</p>
佐々木 会長	<p>この2分の1というのは建築基準法上の基準を持って来ているのですが… 景観法の届出の対象となる基準としては、立面図の10㎡を超えるものですので、必ず計画の書類は上がってきます。資料にあるとおり25mを超える建物の壁面の2分の1を超えるものの色彩変更のみ審議会にかけるとか、25mを超えているものについては外観の変更で10㎡を超えるものであったら審議会で見ようとするのか、この2択ですかね。</p>
佐々木	<p>年間の件数の確認ができていませんので、多くなるかもしれません。 しかし、アンテナ等についてもほしい15m位ですので、25mを超えるものはなかなか無いと思います。</p>
会長	<p>それでは10㎡位上だったら見ますか。ご意見どうですか。</p>
荻田	<p>色彩の基準がありますので大丈夫かと思いますが。</p>
会長	<p>とりあえず今のところはこのままでいしましょうか。 またご覧になってご意見がありましたら事務局の方にご意見お願いいたします。 一旦今日で検討終了となります。次回は来年度、7月の国都審にかけ最後の審議になります。最終決定8月決定で、景観計画、眺望条例も決定します。11月に眺望条例を議会提出、12月から1月にかけて景観計画と眺望条例告示、28年4月に施行となります。</p>
佐々木	<p>日程については少しずれる可能性があります。スケジュールについては、年度内での予定として再度お送りさせていただきます。審議の方も、眺望条例骨子につきまして、次回条例案をお見せします。景観計画の方も全体的に作りなおさなければいけないところもありますので、修正したものをお渡しします。</p>
会長	<p>次は変更箇所のためのレジュメということで。</p>
佐々木	<p>それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。</p>